

(令和8年度版)

障がい者福祉のてびき



小 金 井 市

障がい者のてびきを利用する前に

- 各項目の内容は、紙面の都合により簡潔に記載されています。事業によっては年齢や障がいの程度、所得などにより制限を受ける場合があります。詳しくはそれぞれの窓口へお問い合わせください。
- このてびきでは、可能な限り直近の情報を掲載するよう努めていますが、金額や制度の内容等について変更がある場合があります。
- 障がいのある方が受けることのできるサービスで、このてびきに記載する以外に民間独自で行うサービスもありますので、それぞれの窓口にお問い合わせください。
- 平成 25 年 4 月 1 日から障害者自立支援法の名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に変更されていますが、このてびきでは、その法律名を「障害者総合支援法」と記載しています。
- このてびきでは、法令等に定められている名称や固有名詞を除いて、「害」の字を「がい」と表記しています。

目 次

障がい者等の福祉サービスと 介護保険のサービスとの 関係はどうなっていますか 3	都営住宅使用料の特別減額 38
障がい程度別該当事業一覧表 5	都営住宅の優遇制度 38
1 相談窓口 10	(独)都市再生機構の優先入居 39
2 手帳 16	住宅資金の貸付 39
3 手当・年金 18	8 障害者総合支援法・児童福祉法 40
心身障害者福祉手当 18	障害者総合支援法 40
特別障害者手当 18	児童福祉法 42
障害児福祉手当 18	支給決定までの流れ 43
特別児童扶養手当 18	利用者負担額 44
重度心身障害者手当 18	地域生活支援事業 45
難病者福祉手当 18	9 介護人の派遣・緊急保護など 48
障害者交通手当 19	介護人の派遣(児) 48
児童育成手当(育成手当) 20	緊急一時保護 48
児童育成手当(障害手当) 20	精神障がい者一時入所事業 48
児童扶養手当 20	10 税の控除、減免 49
手当等所得制限限度額表一覧 21	所得税・住民税・個人事業税 49
障害基礎年金 22	相続税・贈与税・関税
障害厚生年金・障害手当金 23	利子等の非課税 50
障害年金生活者支援給付金 23	自動車税・軽自動車税 51
特別障害給付金 24	11 乗車賃等の減額 52
4 医療 25	鉄道旅客運賃 52
後期高齢者医療制度(障害認定) ... 25	都営交通無料乗車券(証) 53
心身障がい者(児)医療費助成 ... 25	民営バス運賃 53
難病医療費等助成 26	CoCoバス運賃 53
小児慢性疾患医療費助成 27	航空旅客運賃 54
育成医療 27	有料道路通行料 54
更生医療 27	フェリー旅客運賃 54
精神通院医療 28	タクシー運賃 55
小児精神障がい者	12 自動車 56
入院医療費助成 28	自動車改造費の助成 56
心身障がい者(児)歯科診療 28	自動車運転教習費用の助成 56
歯科医療連携推進事業 28	自動車運転免許の無料講習 56
自立支援医療費支給認定申請書の	自動車購入資金の貸付 57
所得区分等チェックシート 28	自動車運転の技能習得費の貸付 57
5 補装具 30	国際シンボルマーク 57
補装具費の給付・修理・借受け 30	身体障がい者標識 57
6 日常生活用具 31	聴覚障がい者標識 57
日常生活用具費の給付 31	駐車禁止の対象除外 58
7 住宅 37	13 職業 59
住宅設備改善 37	障害者就労支援センター 59
	職場適応訓練 59
	職業訓練 59
	雇用保険法による失業等給付 60
	就職等の支度に必要な資金貸付 60
	手話による職業相談 60

14	日常生活の援助	61	手話通訳者・要約筆記者派遣	70
	訪問入浴サービス	61	粗大ごみ・家電ファクス	
	NHK受信料(証明書の交付)	61	申し込み	70
	寝具乾燥	61	社会教育講座	70
	リフトタクシー	61	読話講習会	71
	重度身体障がい者		聴覚障がい者用コミュニケーション	
	救急通報システム	62	機器の貸出し	71
	緊急通報カード・		吃音者発声訓練	71
	緊急メール通報	62	小中高校生の吃音者のつどい	71
	水道料金の減免	62	喉頭摘出者発声訓練	71
	下水道料金の減免	62	中等度難聴児発達支援事業	71
	児童発達支援事業保護者等補助金	63	＝重症心身障がい児等事業＝	
	ごみ指定収集袋の無料交付	63	重症心身障がい児(者)等	
	ふれあい収集	63	レスパイト事業	72
	電話番号の無料案内	64	在宅重症心身障がい児(者)	
	携帯電話料金の割引	64	訪問看護	72
	自転車駐車場定期利用料の割引	64	15 社会参加	74
	配食サービス	64	市立施設の使用料の割引	74
	ヘルプカードの配布	65	都立施設の入場料	74
	＝視覚障がい者の援助＝		車いすの貸出し	74
	身体障がい者補助犬の給付		郵便による投票	74
	(盲導犬・介助犬・聴導犬)	65	代理投票	75
	日常生活訓練	65	点字投票	75
	中途失明者緊急生活訓練	65	東京都障害者スポーツセンター	75
	点字録音刊行物作成配布事業	66	東京都障害者休養ホーム	76
	盲青年等社会生活教室	66	青年学級みんなの会	76
	パソコン教室	66	精神障がい回復途上者	
	点字即時情報ネットワーク事業	66	デイケア事業	76
	点字講習	66	16 小金井市障害者福祉センター	77
	盲ろう者通訳派遣事業	67	小金井市障害者福祉センター	77
	あん摩・はり		小金井市障害者地域自立生活	
	・きゅう師の資格養成	67	支援センター	79
	視覚障害者日常生活情報点訳等		小金井市障害者虐待防止センター	80
	サービス	67	17 小金井市児童発達支援センター	81
	中途失明者点字教室	67	18 市内関係機関	82
	視覚障がい者用図書		19 関係機関	86
	レファレンスサービス	67	20 障がい者団体等	87
	点字図書館	68	関係機関地図等	88
	希望点字・録音図書の製作	68	福祉サービス苦情調整委員	
	録音図書・点字図書の貸出し	68	(福祉オンブズマン)	92
	点字図書給付事業	68		
	郵便料金の減免	69		
	官製ハガキ(青い鳥ハガキ)の			
	無料配布	69		
	広報東京都・都議会だより	69		
	声の広報	69		
	声の議会だより	69		
	音声版選挙公報	69		
	視覚障がい者活字読上げ装置	69		
	＝聴覚障がい者の援助＝			

障がい者等の福祉サービスと介護保険のサービスとの関係はどうなっていますか

障がい者施策等と介護保険とで共通するサービスは、介護保険から受けていただくことが基本です。

● どうすれば介護保険のサービスを利用できますか

- ① 介護保険の保険者は区市町村です。65歳以上の人は第1号被保険者。40歳以上65歳未満の医療保険に加入している人は第2号被保険者になり、保険料を納めます。
- ② 65歳以上の人々が常に介護が必要な状態（要介護状態）や、日常生活に支援が必要な状態（要支援状態）になった場合に、要介護認定を受けて、要介護又は要支援と認定されればサービスを受けることができます。また、40歳以上65歳未満の人が、初老期における認知症、脳血管疾患など下記の（注）特定疾病により要介護状態や要支援になった場合も同様です。

（注）特定疾病

<p>○がん （医師が一般に認められている知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限り）</p> <p>○筋萎縮性側索硬化症</p> <p>○後縦靭帯骨化症</p> <p>○骨折を伴う骨粗しょう症</p> <p>○多系統萎縮症</p>	<p>○初老期における認知症</p> <p>○脊髄小脳変性症</p> <p>○脊柱管狭窄症</p> <p>○早老症</p> <p>○糖尿病性神経障がい、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症</p> <p>○脳血管疾患</p>	<p>○進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病</p> <p>○閉塞性動脈硬化症</p> <p>○関節リウマチ</p> <p>○慢性閉塞性肺疾患</p> <p>○両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

★ 障がい者施策等と介護保険とで共通するサービスのうち、小金井市が実施している主なサービスには次のものがあります。

- ・ ホームヘルプサービス
- ・ デイサービス・デイケア（生活介護・機能訓練）
- ・ ショートステイ
- ・ 福祉用具（補装具、日常生活用具）
- ・ 住宅設備改善

● 共通するサービスの介護保険との調整はどうなりますか。

65歳以上（特定疾病による場合は40歳以上65歳未満）の障がいのある人が要介護や要支援の状態となった場合は、要介護認定を受け、介護保険のサービスを利用することになります。

● 補装具費の給付と介護保険との調整はどうなりますか。

- ① 補装具のうち、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえは、介護保険の福祉用具と共通する品目なので、介護保険から貸与を受けていただくことになります。その場合、具体的な製品は、介護保険適用の既製品の中から選択することになります。
- ② ただし、これらの品目も、東京都心身障害者福祉センターによる判定により、給付が適当と判断された場合には、補装具費として給付を受けることができます。
介護保険の対象となっていない品目は、補装具費として給付を受けることができます。

● 日常生活用具費の給付と介護保険との調整はどうなりますか。

- ① 日常生活用具のうち、特殊寝台、特殊マット、体位変換器、歩行支援用具、移動用リフト、特殊尿器、入浴補助用具、便器及び簡易浴槽は、介護保険の福祉用具と共通する品目なので、介護保険から貸与を受けたり、購入費の支給を受けていただくことになります。
- ② 介護保険の対象となっていない品目(視覚障がい者用拡大読書器、聴覚障がい者用通信装置、ネブライザー、頭部保護帽など)については、引き続き障がい者施策の日常生活用具費給付事業から給付を受けることができます。



障がい程度別該当事業一覧表

- 1 この一覧表は、本文に説明のある事業を障がい程度別におおむね示したものです。
- 2 表の中で○印はおおむね全部が該当し、△印は一部が該当することを示しています。
- 3 年齢、所得、障がい等級（程度）・部位等に制限がありますので、詳しくは本文をご覧になり、各問合先にご確認ください。
- 4 内部障がいとは、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・肝臓・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がいをいいます。
- 5 サービスを利用される場合は、各担当・問合先に事前にご相談ください。

障がい程度別該当事業一覧表

区分	本文ページ	事業	身体障害者手帳															
			愛の手帳				視覚						聴覚・平衡					
			1度	2度	3度	4度	1級	2級	3級	4級	5級	6級	2級	3級	4級	5級	6級	
手当・年金	P18	心身障害者福祉手当	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	P18	特別障害者手当	△	△			△	△						△				
	P18	障害児福祉手当	△	△			△	△						△				
	P18	特別児童扶養手当	○	○	△	△	○	○	○					○	○			
	P18	重度心身障害者手当	△	△														
	P18	難病者福祉手当																
	P19	障害者交通手当	○	○			○	○										
	P20	児童育成手当（育成手当）	△	△	△		○	○	△					○	△			
	P20	児童育成手当（障害手当）	○	○	○		○	○						○				
	P20	児童扶養手当	児童扶養手当法施行令別表で定める障がいの状況による															
	P22	障害基礎年金	国民年金法施行令別表の障がい等級表による															
	P23	障害厚生年金・障害手当金	国民年金法施行令別表又は厚生年金保険法施行令別表の障がい等級表による															
P24	特別障害給付金	本文参照																
医療	P25	後期高齢者医療制度（障害認定）	○	○			○	○	○					○	○			
	P25	心身障がい者（児）医療費助成制度	○	○			○	○						○				
	P26	難病医療費等助成制度																
	P27	小児慢性疾患医療費助成制度	対象となる疾病の児童が対象です。詳細は本文参照															
	P27	自立支援医療費制度（育成医療）	対象となる疾病の児童が対象です。詳細は本文参照															
	P27	自立支援医療費制度（更生医療）					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	P28	自立支援医療費制度（精神通院医療）	対象となる疾病・状態の方が対象です。詳細は本文参照															
	P28	小児精神障がい者入院医療費助成制度	対象となる疾病の児童が対象です。詳細は本文参照															
P28	歯科医療連携推進事業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
日補生具	P30	補装具の支給					△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
	P31	日常生活用具の支給	△	△			△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
住宅	P37	住宅設備改善																
	P38	都営住宅使用料の特別減額	○	○	○		○	○						○				
	P38	都営住宅の優遇制度	○	○	○	△	○	○	○	○	△	△	○	○	○	△	△	
	P39	独立行政法人都市再生機構の優先入居	○	○			○	○	○	○				○	○	○		
	P39	住宅資金の貸付	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
児童福祉法	P40	介護給付・訓練等給付等	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
	P42	児童通所・入所給付等	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
	P45	移動支援事業（地域生活支援事業）	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△					
	P45	日中一時支援事業（地域生活支援事業）	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
	P45	重度障害者等就労支援特別事業	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
介護人派	P48	介護人の派遣	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	P48	緊急一時保護	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	P48	精神障がい者一時入所事業																
税の控除・減免	P49	所得税・住民税（障がい者控除）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	P49	個人事業税の減免	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	P50	相続税の減免	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	P50	贈与税の減免	○	○			○	○						○				
	P50	関税の免除	本文参照															
	P50	利子等の非課税	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	P51	自動車税の減免	○	○			○	○	○	△				○	○		△	

○：該当します △：一部該当します

身体障害者手帳														脳性まひ	進行性筋萎縮症	難病	精神障害者保健福祉手帳			所得制限	年齢制限	窓口
音声・言語・そしゃく		肢体不自由						内部				1級	2級				3級					
		3級	4級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	1級	2級							3級	4級			
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	有	有	自立生活支援課		
		△	△					△	△				△	△			有	有	自立生活支援課			
		△	△					△	△				△	△			有	有	自立生活支援課			
○		○	○	○	△			△	△	△			△	△	△		有	有	自立生活支援課			
		△	△														有	有	自立生活支援課			
													○				有		自立生活支援課			
		△	△	△				○						△	△				自立生活支援課			
△		○	○	△				○	○	△				△	△	△	有	有	子育て支援課			
		○	○					○	○				○	○			有	有	子育て支援課			
児童扶養手当法施行令別表で定める障がいの状況による																	有	有	子育て支援課			
国民年金法施行令別表の障がい等級表による																			保険年金課			
国民年金法施行令別表又は厚生年金保険法施行令別表の障がい等級表による																			保険年金課			
本文参照																			保険年金課			
○	△	○	○	○	△			○	○	○				○	○		有		保険年金課			
		○	○					○	○	○				○			有	有	自立生活支援課			
													○						自立生活支援課			
対象となる疾病の児童が対象です。詳細は本文参照																		有	自立生活支援課			
対象となる疾病の児童が対象です。詳細は本文参照																	有	有	自立生活支援課			
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					有	有	自立生活支援課			
対象となる疾病・状態の方が対象です。詳細は本文参照																	有		自立生活支援課			
対象となる疾病の児童が対象です。詳細は本文参照																		有	自立生活支援課			
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				歯科医師会・健康課		
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△		△			有		自立生活支援課			
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	有		自立生活支援課			
		△	△	△				△						△			有		自立生活支援課			
		○	○					○	○					○	○	○	有		東京都住宅供給公社			
○	○	○	○	○	○	△	△	○	○	○	○			○	○	△	有		東京都住宅供給公社			
○	○	○	○	○	○			○	○	○	○			○					独立行政法人都市再生機構			
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△		△	△	△			社会福祉協議会			
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△		△	△	△	△	有	自立生活支援課			
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△		△	△	△	△	有	自立生活支援課			
		△	△											△	△	△	有		自立生活支援課			
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△		△	△	△			自立生活支援課			
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△		△	△	△			自立生活支援課			
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						自立生活支援課			
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		△	△	△			自立生活支援課			
														△	△	△			多摩総合精神保健福祉センター			
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○			武蔵野税務署・市民税課			
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○			立川都税事務所			
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	有		武蔵野税務署			
		○	○					○	○					○					武蔵野税務署			
本文参照																			東京税関			
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○			各金融機関			
△		○	○	△	△	△	△	△	△	△	△			△					市民税課・立川都税事務所			

障がい程度別該当事業一覧表

区分	本文ページ	事業	愛の手帳												身体障害者手帳				
							視覚								聴覚・平衡				
			1度	2度	3度	4度	1級	2級	3級	4級	5級	6級	2級	3級	4級	5級	6級		
減額等	P52	鉄道旅客運賃の割引	本文参照																
	P53	都営交通無料乗車券（証）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	P53	民営バス運賃の割引	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
減額等	P54	航空旅客運賃の割引	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	P54	有料道路通行料の割引	△	△			○	○	○	△	△	△	○	△	△	△	△	△	
	P54	フェリー旅客運賃の割引	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	P55	タクシー料金の割引	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
自動車	P56	自動車改造費の助成																	
	P56	自動車運転教習費用の補助	△	△	△	△													
	P57	自動車購入資金の貸付	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
	P57	自動車運転の技能習得費の貸付	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
	P58	駐車禁止の対象除外	○	○			○	○	○	△			○	○					
職業	P59	就職等の支度に必要な資金の貸付	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
日常生活の援助	P61	訪問入浴サービス																	
	P61	テレビ受信料	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
	P61	寝具乾燥	○	○															
	P61	リフトタクシー	本文参照																
	P62	重度身体障がい者救急通報システム					○	○					○						
	P62	緊急通報カード・緊急メール通報											○	○	○	○	○	○	
	P62	水道・下水道料金の減免	本文参照																
	P63	ごみ指定収集袋の無料交付・ふれあい収集	△	△			△	△					△						
	P64	電話番号の無料案内	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							
	P64	携帯電話料金の割引	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	P64	自転車駐車場利用料の割引	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	P64	配食サービス																	
	P65	ヘルプカードの配布	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	P65	身体障がい者補助犬の給付					○						○						
	P65	中途失明者緊急生活訓練					○	○	○	○	○	○							
	P67	盲ろう者通訳派遣事業	本文参照																
	P67	あん摩・はり・きゅう師の資格養成					○	○	○	○	○	○							
	P67	視覚障がい者日常生活情報点訳等サービス					○	○	○	○	○	○							
	P67	視覚障がい者用図書レファレンスサービス					○	○	○	○	○	○							
	P68	録音図書・点字図書の貸出し					○	○	○	○	○	○							
	P68	点字図書給付事業					○	○											
	P69	声の広報・声の議会だより					○	○	○	○	○	○							
	P70	手話通訳者・要約筆記者派遣											△	△	△	△	△	△	
	P71	聴覚障がい者コミュニケーション機器の貸出し											○	○	○	○	○	○	
	P71	中等度難聴児発達支援事業	本文参照																
	P72	重症心身障がい児(者)等レスパイト事業	△	△															
	P72	在宅重症心身障がい児(者)訪問看護	△	△															
社会参加	P74	市立・都立施設の使用の割引	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	P74	車いすの貸出し	本文参照																
	P74	郵便による投票																	
	P76	東京都障害者休養ホーム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	P76	青年学級みんなの会	○	○	○	○													
	P76	精神障がい回復途上者デイケア事業																	

○：該当します △：一部該当します

身体障害者手帳												脳性まひ	進行性筋萎縮症	難病	精神障害者保健福祉手帳			所得制限	年齢制限	窓口			
音声・言語・そしゃく	肢体不自由						内部				1級				2級	3級							
	3級	4級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	1級	2級	3級				4級								
本文参照																			各鉄道会社				
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	○	○	自立生活支援課				
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	○	○	自立生活支援課				
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	○	○	各航空会社				
△	△	○	△	△	△	△	△	△	○	○	○	△							自立生活支援課				
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								各フェリー会社				
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	○	○	各タクシー会社				
		△	△															有	有	自立生活支援課			
		△	△	△	△	△		△	△	△	△								有		自立生活支援課		
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△				△	△	△					社会福祉協議会	
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△				△	△	△					社会福祉協議会	
		○	△	△	△			○	○	○					○							小金井警察署	
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△				△	△	△					社会福祉協議会	
		△	△																			自立生活支援課	
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△				△	△	△				有		自立生活支援課
		○	○	○	△			○	○	○												自立生活支援課	
本文参照																			つくば観光交通（株）				
		○	○					○	○						○							自立生活支援課	
○	○																					自立生活支援課	
本文参照																			東京都水道局・下水道課				
		△	△					△	△						△						有		ごみ対策課
		△	△												○	○	○					NTT東日本電信電話（株）	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○						各携帯電話会社
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○						シルバー人材センター
															△	△	△					自立生活支援課	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○						自立生活支援課
		○	○																	有		自立生活支援課	
																					有	東京都盲人福祉協会	
本文参照																			東京盲ろう者友の会				
																						東京ヘレン・ケラー協会	
																						東京都障害者福祉会館	
																						日本点字図書館	
																						図書館	
																						自立生活支援課	
																						広報秘書課・議会事務局	
																						自立生活支援課	
																						東京都手話通訳等派遣センター	
本文参照																			自立生活支援課				
		△	△																			自立生活支援課	
		△	△																			多摩府中保健所	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○						各施設
本文参照																			社会福祉協議会				
		△	△					○	○	○												選挙管理委員会	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○						自立生活支援課
																						公民館本館	
															△	△	△					自立生活支援課	

1 相談窓口

相談内容等

◆ 行政の相談窓口

障がいのある方に関すること

- ① 障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスに関すること
- ② 児童福祉法に基づく児童通所支援に関すること
- ③ 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳に関すること
- ④ 心身障害者福祉手当、重度心身障害者手当、特別障害者手当等申請受付に関すること
- ⑤ 交通機関の割引（都営交通、民営バス、有料道路）に関すること
- ⑥ 補装具、日常生活用具に関すること
- ⑦ 手話通訳者、要約筆記者の派遣に関すること
- ⑧ NHK受信料減免、タクシー料金・自動車ガソリン費助成に関すること
- ⑨ 自立支援医療（精神通院、更生医療、育成医療）の申請受付に関すること
- ⑩ 子どもの医療費助成制度（育成医療、小児慢性疾患）の申請受付に関すること
- ⑪ 心身障害者（児）医療費助成制度（マル障）の申請受付に関すること
- ⑫ 東京都難病医療費等助成制度（マル都）の申請受付に関すること
- ⑬ その他障がい福祉に関する各種相談、事業に関すること

生活に困っている方の相談や生活保護に関すること

介護保険をはじめとした高齢者サービスに関すること

健康に関すること、母子保健（乳幼児健診）、予防接種、健康増進に関すること

子ども家庭支援センター、ファミリー・サポート・センター、育児支援ヘルパーなど子育て支援に関すること
子どもに関する手当・医療費助成に関すること

児童館・学童保育に関すること

保育園に関すること

国民健康保険に関すること

後期高齢者医療制度に関すること

国民年金（障害基礎年金）に関すること

特別支援教育に関すること

精神保健相談、難病、エイズ、結核、感染症対策、医療機関・薬の相談等に関すること

身体障害者手帳の交付、愛の手帳の判定・交付や補装具の判定等。市町村への専門的支援。高次脳機能障がいのある方への支援

年金相談

◆ 身体障がい、知的障がいの方の相談

生活、仕事、余暇など地域で安心して生活できるように、障がい福祉サービスや社会資源などの紹介をはじめとして当事者及び家族の相談支援を実施。また専門関係機関への橋渡しを行う。

身体障害者手帳の交付、愛の手帳の判定（18歳以上）・交付や補装具の判定等。市町村への専門的支援。高次脳機能障がいのある方への支援

盲ろう者・家族・関係者への相談支援

◆ 精神障がいの方の相談

日常生活全般についての相談、憩いの場の提供、創作的活動の機会の提供などを実施

生活、仕事、余暇など地域で安心して生活できるように、障がい福祉サービスや社会資源などの紹介をはじめとして当事者及び家族の相談支援を実施。また専門関係機関への橋渡しを行う。

こころの健康に関わる内容、薬物、アルコール、思春期・青年期（引きこもり、不登校など）、認知症高齢者など、本人や家族の方からの精神保健福祉に関わる様々な相談

対応機関名称	電話	FAX	開設日・時間
自立生活支援課 障害福祉係	042-387-9848 042-387-9842	042-384-2524	月～金8：30～17：00
相談支援係	042-387-9841		
地域福祉課 生活福祉係	042-387-9840	042-384-2524	
介護福祉課 介護保険係 認定係 包括支援係 高齢福祉係	042-387-9822 042-387-9804 042-387-9845 042-387-9843	042-384-2524	
健康課	042-321-1240	042-321-6423	
子育て支援課 子育て支援係 手当助成係	042-387-9836 042-387-9839	042-386-2609	
児童青少年課 児童青少年係 学童保育係	042-387-9847	042-383-6577	
保育課	042-387-9846	042-386-2609	
保険年金課 国民健康保険係	042-387-9832	042-384-2524	
保険年金課 高齢者医療係	042-387-9834		
保険年金課 国民年金係	042-387-9844		
指導室	042-387-9877	042-383-1133	
多摩府中保健所	042-362-2334	042-360-2144	月～金9：00～17：00
東京都心身障害者福祉センター多摩支所	042-573-3311	042-576-5295	月～金9：00～17：00
立川年金事務所	042-523-0352	042-527-2449	月～金8：30～17：15 ※週初の開所日は19：00まで 第2土曜日 9：30～16：00
障害者地域自立生活支援センター	042-381-8811	042-383-8488	火～土9：00～19：00 (土曜日は17：00まで)
東京都心身障害者福祉センター多摩支所	042-573-3311	042-576-5295	月～金9：00～17：00
東京都盲ろう者支援センター	03-6228-1282	03-6228-1283	月～金9：30～17：00
精神障害者地域生活支援センター そら	042-381-6922	042-316-4120	水～土12：00～17：45 火 12：00～18：45
障害者地域自立生活支援センター	042-381-8811	042-383-8488	火～土9：00～19：00 (土曜日は17：00まで)
多摩府中保健所	042-362-2334	042-360-2144	月～金9：00～17：00
東京都立多摩総合精神保健福祉センター	042-371-5560	042-376-6885	月～金9：00～17：00

相談内容等	
◆ 福祉総合相談窓口	年齢や障がいのある方、ない方にかかわらず、全ての方を対象に、各々が抱える地域生活課題を丸ごと受け入れる総合相談窓口
◆ 子どもの相談	<p>発達の気になる子ども（0歳～18歳未満）とその保護者に対する療育相談と支援、地域生活への援助など</p> <p>子どもとその家庭に関わる一般的な相談に応じ、サービスの提供や支援を行う。</p> <p>① 子育てに関する一般相談 ② 児童虐待に関すること ③ 子育てショートステイ・育児支援ヘルパー事業に関すること（ご利用には一定の条件があります）</p> <p>幼児～高校生までの保護者又は本人からのいじめ、学力不振、就学相談、情緒不安定、友達とのトラブル、学校生活、家庭生活、その他子どもに関する事項に相談員（臨床心理士）が相談支援を実施</p> <p>愛の手帳の判定（18歳未満）、児童福祉法に基づく児童（0歳～18歳未満）の専門相談窓口</p>
◆ 発達障がいの方の相談	<p>発達障がいについての相談、医療機関・通所機関・社会資源等の紹介など</p> <p>発達障がい（自閉症、アスペルガー症候群、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、その他広汎性発達障がいなど）のある本人や家族・関係機関などからの相談窓口</p> <p>○18歳以上</p> <p>●18歳未満</p>
◆ 高次脳機能障がいの方の相談	病気（脳血管障がい）や事故（頭部外傷）等により言語や記憶に障がいが出た方の相談窓口
◆ 難病の方の相談	地域で生活する難病患者の相談支援
◆ 職業の相談	<p>企業での就労にチャレンジしたい方、現在企業で働いている方、以前に働いていて再就職を目指したい方への支援</p> <p>専門の職員による職業相談、職業紹介や就職後の職場定着支援など</p> <p>ハローワークと連携した障がいのある方及び事業主への助言 ①職業相談 ②職業評価 ③職業準備支援 ④ジョブコーチ支援 ⑤精神障がい者総合雇用支援（雇用促進支援・雇用継続支援・職場復帰支援） ⑥知的障がい者及び重度知的障がい者判定（雇用対策上の判定）</p> <p>障がいのある方や事業主、支援機関等への障がい者就業支援に関する各種情報の提供</p> <p>目の不自由な方への職業指導や相談</p>

対応機関名称	電話	FAX	開設日・時間
福祉総合相談窓口 (社会福祉協議会内)	042-386-0295	042-386-1294	月～金8:30～17:00 休日窓口(市休日窓口の第1開庁 日に準ずる)9:00～13:00 ※令和2年10月1日開設
児童発達支援センター きらり	0422-60-1550	0422-60-1564	月～金9:00～19:00
子ども家庭支援センター	042-321-3141 042-321-3146 (相談・通告専用)	042-321-3190	月～金8:30～17:00 土 9:00～17:00
教育相談所	042-384-2508		月～土9:00～16:30
東京都小平児童相談所	042-467-3711	042-467-5241	月～金9:00～17:00
障害者地域自立生活支援センター	042-381-8811	042-383-8488	火～土9:00～19:00 (土曜日は17:00まで)
東京都発達障害者支援センター 【通称:おとなTOSCA(トスカ)】	03-5579-8207		月～金9:00～17:00
東京都発達障害者支援センター 【通称:こどもTOSCA(トスカ)】	03-6413-0231	03-3706-7242	月～金9:00～17:00
東京都心身障害者福祉センター (高次脳機能障がい専用電話相談)	03-3235-2955	03-3235-2957	月～金9:00～16:00
小金井市障害者地域自立生活支援センター	042-381-8811	042-383-8488	火～土9:00～19:00 (土曜日は17:00まで)
東京都難病ピア相談室(東京都広尾庁舎 内)	03-3446-0220	03-3446-0221	月～金10:00～16:00
東京都難病相談・支援センター(順天堂医 院内)	03-5802-1892		月～金10:00～16:00
東京都多摩難病相談・支援室(東京都立神 経病院内)	042-323-5880		月～金10:00～16:00
多摩府中保健所	042-362-2334	042-360-2144	月～金9:00～17:00
小金井市障害者地域自立生活支援センター	042-381-8811	042-383-8488	火～土9:00～19:00 (土曜日は17:00まで)
障害者就労支援センター エンジョイワー ク・こころ	042-387-9866	042-380-7765	月～金8:30～17:00
ハローワーク立川	042-525-8609	042-524-3013	月～金8:30～17:15
東京障害者職業センター 多摩支所	042-529-3341	042-529-3356	月～金8:45～17:00
(公財)東京しごと財団 障害者就業支援 情報コーナー	03-5211-5462	03-5211-2405	月～金9:00～17:00
(社福)日本視覚障害者職能開発センター	03-3341-0900	03-3341-0967	月～金9:00～17:00

相談内容等	
◆	さまざまな心の健康相談
	こころの健康に関わる内容、薬物、アルコール、思春期・青年期（引きこもり、不登校など）、認知症高齢者など、本人や家族の方からの精神保健福祉に関わる様々な相談
	夜間心の相談 精神的な問題で困った時や、よく眠れない、やる気がでない、死にたくなるなどつらい時に専門の相談員が対応
	ひきこもりに悩む本人やご家族、ご友人からの相談
◆	介護保険の相談
	介護保険の総合相談
	介護予防のケアプランの作成、総合相談・支援、地域のケアマネジャーの支援を保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどの専門職が実施
◆	権利擁護、成年後見人などの相談
	権利擁護事業や成年後見人制度の利用相談、福祉法律相談等
	子どもの権利擁護専門相談。権利擁護専門相談員が事実関係の調査や関係機関との調整を実施
◆	地域の相談員
	市が委託した地域の相談員。養育、生活などの各種相談
	厚生労働大臣から委嘱された非常勤特別職の地方公務員。障がいのある人、児童、高齢者等の相談受けや関係機関への橋渡し
◆	法律の相談
	借地・借家、不動産、相続、離婚、金銭トラブル、交通事故等の法律問題全般について、弁護士が面接して相談を実施（予約制）
	法制度や相談窓口の紹介、民事法律扶助（無料法律相談・弁護士・司法書士費用の立て替え）、犯罪被害者支援など
◆	虐待に関する相談
	障がいのある方の虐待に関する事
	子どもの虐待に関する事
	高齢者の虐待に関する事
◆	苦情に関する相談
	市が行う福祉・介護サービスに対する苦情に公正かつ中立的な立場で解決
	福祉サービス利用者が、事業者とのトラブルを自力で解決できないとき、専門知識を備えた委員が中立な立場から解決

対応機関名称	電話	FAX	開設日・時間
多摩府中保健所	042-362-2334	042-360-2144	月～金9：00～17：00
東京都立多摩総合精神保健福祉センター	042-371-5560	042-376-6885	月～金9：00～17：00
東京都福祉局障害者施策推進部精神保健・医療課	03-5155-5028	03-5388-1417	年中無休17：00～22：00
東京都ひきこもりサポートネット	0120-529-528		月～土10：00～17：00
小金井ボランティア・市民活動センター	042-387-0011	042-386-1294	毎月第4火（要予約） 10：30～13：00
小金井市自立相談サポートセンター	042-386-0295		月～金8：30～17：00
介護福祉課 介護保険係 認定係 包括支援係	042-387-9822 042-387-9804 042-387-9845	042-384-2524	月～金8：30～17：00
地域包括支援センター きた地域包括支援センター みなみ地域包括支援センター ひがし地域包括支援センター にし地域包括支援センター	042-388-2440 042-388-8400 042-386-6514 042-386-7373	042-387-2324 042-388-8401 042-386-6512 042-386-7374	月～土9：00～17：30
権利擁護センター	042-386-0121	042-386-1294	月～金8：30～17：00
東京都児童相談支援センター事業課	0120-874-374 0120-874-376 (24時間受付メッセージダイヤル)		月～金9：00～20：30 土日祝9：00～17：00
身体障害者相談員・知的障害者相談員	83ページ参照		
民生委員・児童委員	84ページ参照		
小金井市法律相談	042-387-9818		毎週火・木9：00～12：00
日本司法支援センター（法テラス）	0570-078374		月～金9：00～21：00 土 9：00～17：00
障害者虐待防止センター	042-381-7497	042-381-8812	24時間
子ども家庭支援センター	042-321-3161 042-321-3146 (相談・通告専用)	042-321-3190	月～金8：30～17：00 土 9：00～17：00
介護福祉課包括支援係 きた地域包括支援センター みなみ地域包括支援センター ひがし地域包括支援センター にし地域包括支援センター	042-387-9845 042-388-2440 042-388-8400 042-386-6514 042-386-7373	042-384-2524 042-387-2324 042-388-8401 042-386-6512 042-386-7374	介護福祉課： 月～金8：30～17：00 地域包括支援センター： 月～土9：00～17：30
小金井市福祉サービス苦情調整委員事務局 (通称：福祉オンブズマン)	042-383-1225	042-383-1225	月～金8：30～17：00
東京都社会福祉協議会 福祉サービス運営適正化委員会事務局	03-5283-7020	03-5283-6997	月～金10：00～16：00

2 手 帳

身体障害者手帳

身体障がい者（児）が援助を受けるためには、身体障害者手帳の取得が必要です。身体障害者福祉法による身体障がい者とは、次の種類の障がいのある人で、障がいの程度により等級がわかります。（ただし、肢体不自由 7 級のみでは手帳は交付されません。）

- | | |
|-----------------------------------|-------------------------|
| (1) 視覚障がい | 1 級・2 級・3 級・4 級・5 級・6 級 |
| (2) 聴覚または平衡機能障がい | 2 級・3 級・4 級・5 級・6 級 |
| (3) 音声・言語またはそしゃく機能障がい | 3 級・4 級 |
| (4) 肢体不自由 | 1 級・2 級・3 級・4 級・5 級・6 級 |
| (5) 内部障がい（心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸） | 1 級・3 級・4 級 |
| （ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能・肝臓） | 1 級・2 級・3 級・4 級 |

交付申請について

- (1) 指定医の身体障がい者診断書（用紙は自立生活支援課に設置又は市ホームページからダウンロードできます）
 - (2) 写真 1 枚（無帽・上半身・真正面でタテ 4cm、ヨコ 3cm）
 - (3) 印鑑
 - (4) 個人番号カード
 - (5) 本人確認証
- ※ 申請後おおむね 1 か月で手帳が交付されます。
※ カード様式手帳の写真についてはタテ 2.5cm、ヨコ 2cm も可

再交付・住所・氏名変更等について

現在、手帳をお持ちの人で次の事項に該当する場合は必ず届け出をしてください。

- (1) 住所の変更（転出するときは転出先の取扱機関に変更届を提出してください。）
- (2) 氏名の変更
- (3) 死亡
- (4) 手帳の紛失・破損（再交付が受けられます。）
- (5) 障がい程度の更新・追加（再判定により手帳の更新ができます。）

【身体障害者手帳交付のための診断書料の助成】

身体障害者手帳交付のために医療機関に支払った診断書料について、3,000 円を限度として助成します。領収書（原本）を添付のうえ、申請してください。なお、生活保護を受給されている方の診断書料は、生活保護費から支払われますので、生活保護担当ケースワーカーにご相談ください。

◆ 問合せ先 自立生活支援課相談支援係 電話：042-387-9841 FAX：042-384-2524

愛 の 手 帳

知的障がい者（児）が援助を受けるために必要な手帳で東京都が発行しているものです。障がいの程度により、1 度（最重度）、2 度（重度）、3 度（中度）、4 度（軽度）に区分されます。

交付申請について

- | | |
|---------------------------------------|------------------------------------|
| 18 歳未満の人……………小平児童相談所 | 電話：042-467-3711 |
| 18 歳以上の人……………東京都心身障害者福祉センター
（多摩支所） | 電話：03-3235-2961
電話：042-573-3311 |

再判定について

本人が満3歳・6歳・12歳・18歳になったときは、児童相談所、東京都心身障害者福祉センターでの判定が必要です。

あらかじめ、予約をしてください。写真1枚（タテ4cm、ヨコ3cm）、印鑑が必要です。

再交付・住所変更・氏名変更等

- (1) 住所の変更（転出するときは転出先の取扱機関に変更届を提出してください。）
- (2) 氏名の変更（保護者の場合も届出が必要です。）
- (3) 死亡
- (4) 手帳の紛失・破損（再交付が受けられます。）
- (5) 障がい程度の変更（児童相談所、東京都心身障害者福祉センターで再判定が必要です。）

◆ **問合せ先** 自立生活支援課相談支援係 電話：042-387-9841 FAX：042-384-2524

精神障害者保健福祉手帳

手帳の交付を受けた人に対し各種の支援策を講じ、精神障がい者の社会復帰の促進を図ります。障がいの程度は、1級から3級に区分されます。（障害年金の障がい等級に準拠）

交付申請（新規・更新）

- (1) 指定の診断書
 - ※ 手帳申請の際の診断書の作成日は、精神障がいに係る初診日から6か月を経過している必要があります。
 - ※ 精神障がいのため、障害年金や特別障害給付金を受給されている方は、診断書の代わりに、年金証書の写し等で申請できます。障がいの種類や等級を年金事務所等に照会しますので、同意書の添付をお願いします。
- (2) 本人の写真（タテ4cm、ヨコ3cm、脱帽、上半身を写したもの）
 - ※ 申請前1年以内に撮影したもので、裏面に氏名と生年月日を必ず記入してください。
- (3) 現在、お持ちの手帳の写し（更新の場合）
- (4) 個人番号カード
- (5) 本人確認証

【精神障害者保健福祉手帳交付のための診断書料の助成】

精神障害者保健福祉手帳交付のために医療機関に支払った診断書料について、3,000円を限度として助成します。領収書（原本）を添付のうえ、申請してください。なお、生活保護を受給されている方の診断書料は、生活保護費から支払われますので、生活保護担当ケースワーカーにご相談ください。

◆ **問合せ先** 自立生活支援課相談支援係 電話：042-387-9841 FAX：042-384-2524

3 手当・年金

名称	月額	対象	制限等	支払月
心身障害者 福祉手当 (都制度)	15,500 円	(1)身体障害者手帳 1・2 級 (2)愛の手帳 1～3 度 (3)脳性まひ又は進行性筋萎縮症	(1)65 歳以降の新規申請は不可 (2)所得制限(20 歳未満は保護者所得) (3)施設入所者 (4)児童育成手当(障害手当)・難病者福祉手当受給者	申請のあった月から年 3 回振り込み 4・8・12 月
心身障害者 福祉手当 (市制度)	(1)9,500 円 (2)6,500 円 (3)1,500 円	(1)20 歳未満の上記該当者 (2)①身体障害者手帳 3・4 級 ②愛の手帳 4 度 (3)身体障害者手帳 5・6 級		
特別障害者 手当 (国制度)	30,450 円	20 歳以上で重度の障がいのため、常時特別な介護を必要とする方(おおむね身体障害者手帳 1・2 級、愛の手帳 1・2 度あるいは、それらと同等の疾病、精神障がいの方)	(1)本人・配偶者又は扶養義務者の所得制限 (2)施設入所者 (3)3 か月を超えて入院している者	申請のあった月の翌月から年 4 回振り込み 5・8・11・2 月
障害児福祉 手当 (国制度)	16,560 円	20 歳未満で重度の障がいのため、常時特別な介護を必要とする方(おおむね身体障害者手帳 1・2 級、愛の手帳 1・2 度あるいは、それらと同等の疾病、精神障がいの方)	(1)本人・扶養義務者の所得制限 (2)施設入所者 (3)障がいを事由とする公的年金の給付を受けているとき	申請のあった月の翌月から年 4 回振り込み 5・8・11・2 月
特別児童 扶養手当 (国制度)	1 級 58,450 円 2 級 38,930 円	次のいずれかに該当する 20 歳未満の児童を扶養している方 (1)身体障害者手帳 1～3 級程度 (2)愛の手帳 1～3 度程度 (3)上記と同等の精神障がい (4)上記と同等の疾病	(1)所得制限(父母または養育者) (2)児童が施設入所しているとき (3)児童が障がいを事由とする公的年金の給付を受けているとき	申請のあった月の翌月から年 3 回振り込み 4・8・11 月
重度心身障 害者手当 (都制度)	60,000 円	次のいずれかに該当する方 (1)重度の知的障がいで、常時複雑な介護を要する方 (2)重度の知的障がいと重度の身体障がいがある方 (3)重度の肢体不自由で、両上下肢とも機能が失われ、座っていることが困難な方	(1)65 歳以降の新規申請は不可 (2)所得制限(20 歳未満は保護者) (3)施設入所者 (4)3 か月を超えて入院している者	申請のあった月から毎月振り込み
難病者福祉 手当 (市制度)	7,000 円	特定医療費(指定難病)受給者証又は、マル都医療券をお持ちの方	(1)所得制限(20 歳未満は保護者所得) (2)施設入所者 (3)児童育成手当(障害手当)・心身障害者福祉手当受給者	申請のあった月から年 3 回振り込み 7・11・3 月

名称	月額	対象	制限等	支払月
障害者 交通手当 (市制度)	2,200 円	<p>小金井市に居住し、次のいずれかに該当する方</p> <p>(1)身体障害者手帳の交付を受けた方のうち、</p> <p>①体幹機能又は下肢機能に係る障がいの程度が2級以上の方</p> <p>②視覚障がい2級以上の方</p> <p>③内部障がい1級の方</p> <p>(2)愛の手帳2度以上の方</p> <p>(3)精神障害者保健福祉手帳2級以上で市長が必要と認めた方</p>	<p>以下に該当する方には支給できません。</p> <p>(1)障害児入所施設、救護施設、厚生施設、医療保護施設、授産施設、宿所提供施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設、療養介護を行う病院又は障害者支援施設に入所している方</p> <p>(2)病院又は診療所に継続して3か月を超えて入院している方</p>	<p>申請のあった月から年3回振り込み</p> <p>4・8・12月</p>
	1,100 円	<p>小金井市に居住する、身体障害者手帳の交付を受けた方のうち、体幹機能又は下肢機能に係る障がいの程度が3級以上の方</p>	<p>(2)病院又は診療所に継続して3か月を超えて入院している方</p>	

◆ 問合せ先 自立生活支援課障害福祉係 電話：042-387-9842 FAX：042-384-2524

名称	月額	対象	制限等	支払月
児童育成 手当 (育成手当) (都制度)	13,500円 (児童1人 につき)	次のいずれかに該当する児童(18歳に達した日の属する年度の末日以前)を扶養している方 (1)父または母が重度の障がい者(身体障害者手帳1・2級程度)である児童 (2)父母が離婚した児童 (3)父または母が死亡または生死不明となっている児童	(1)所得制限(父母または養育者) (2)児童が施設入所しているとき	申請のあった月の翌月から年3回振り込み 2・6・10月
児童育成 手当 (障害手当) (都制度)	25,000円 (児童1人 につき)	次のいずれかに該当する20歳未満の児童を扶養している方 (1)身体障害者手帳1・2級程度の児童 (2)愛の手帳1～3度程度の児童 (3)脳性まひまたは進行性筋萎縮症の児童	(1)所得制限(父母または養育者) (2)児童が施設入所しているとき	申請のあった月の翌月から年3回振り込み 2・6・10月
児童扶養 手当 (国制度)	全部支給 44,140円 (児童2人目 10,420円、 3人目から1 人につき 6,250円を 加算) 一部支給 44,130～ 10,410円 (児童2人目 10,410～ 5,210円、3 人目から1人 につき 6,240～ 3,130円を 加算)	次のいずれかに該当する18歳に達した日の属する年度の末日以前の児童(身体障害者手帳1～3級程度の児童、愛の手帳1～3度程度の児童、あるいはこれらと同等の精神障がいを有する児童は20歳未満)を扶養している父または母または養育者 (1)父母が離婚した児童 (2)父または母が死亡、生死不明である児童 (3)父または母が重度の障がいを有する児童 (4)父または母に1年以上遺棄されている児童 (5)母が婚姻によらないで懐胎した児童 (6)父または母が法令により1年以上拘禁されている児童	(1)所得制限(父または母または養育者・扶養義務者) (2)児童が施設入所しているとき (3)手当額以上の障害基礎年金等を除く公的年金の給付を受ける事ができるとき	申請のあった月の翌月から年6回振り込み 奇数月

◆ 問合せ先：子育て支援課手当助成係 電話：042-387-9839 FAX：042-386-2609

手当等所得制限限度額表一覧

①心身障害者福祉手当・難病者福祉手当

②重度心身障害者手当（③保護者）

④障害者医療費助成（⑤保護者）

扶養親族等の数	本人 (20歳未満は保護者)
0人	366万1千円
1人	404万1千円
2人	442万1千円
3人	480万1千円
4人	518万1千円
5人	556万1千円

⑥特別障害者手当（⑦扶養義務者）

⑧障害児福祉手当（⑦扶養義務者）

扶養親族等の数	障がいのある本人	扶養義務者
0人	366万1千円	628万7千円
1人	404万1千円	653万6千円
2人	442万1千円	674万9千円
3人	480万1千円	696万2千円
4人	518万1千円	717万5千円
5人	556万1千円	738万8千円

⑨特別児童扶養手当（⑩配偶者）

扶養親族等の数	保護者本人	配偶者及び扶養義務者
0人	459万6千円	628万7千円
1人	497万6千円	653万6千円
2人	535万6千円	674万9千円
3人	573万6千円	696万2千円
4人	611万6千円	717万5千円
5人	649万6千円	738万8千円

⑩児童育成手当（障）

扶養親族等の数	保護者本人
0人	360万4千円
1人	398万4千円
2人	436万4千円
3人	474万4千円
4人	512万4千円
5人	550万4千円

所得から控除する額

控除の種類	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	
雑損	控除相当額										
医療費	控除相当額										
社会保険料	○	○	×	○	×	○	×	×	×	×	控除相当額
	×	×	○	×	○	×	○	○	○	○	8万円
小規模共済掛金	控除相当額										
普通障がい(家族)	27万円/人										
特別障がい(家族)	40万円/人										
普通障がい(本人)	×	×	○	×	○	×	○	○	○	○	27万円
特別障がい(本人)	×	×	○	×	○	×	○	○	○	○	40万円
寡婦	27万円										
ひとり親	35万円										
勤労学生	27万円										
配偶者特別控除	控除相当額										

所得制限額に加算する額

老人扶養親族	○	○	○	○	○	○	×	○	×	○	10万円/人
	×	×	×	×	×	×	○	×	○	×	6万円/人※
特定扶養親族	○	○	○	○	○	○	×	○	×	○	25万円/人

※扶養親族が老人（年齢70歳以上）のみの場合は、1人を除いた人数が対象となります。

障害基礎年金（国民年金）

障害基礎年金は、国民年金の被保険者期間中（被保険者の資格を失った後でも 60 歳以上 65 歳未満の人で日本国内在住中）に初診日のある病気やけがで次の要件に該当したときに支給されます。

受給要件

障がいの程度が障がい認定日（障がいの原因となった傷病について初診日から起算して 1 年 6 カ月を経過した日、または 1 年 6 カ月以内に症状が固定した場合はその日）において国民年金法施行令別表（1・2 級）に定める程度であること。

（事後重症）

障がい認定日においては、障がいの程度が軽く障害基礎年金が支給される障がいの程度に該当しない場合でも、その後障がいが重くなり 65 歳に達するまでに 1 級または 2 級の障がいの程度に該当し、65 歳に達する前日までに請求すれば障害基礎年金が支給されます。

納付要件

初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち保険料納付済期間と保険料免除期間〔一部納付（4分の1 納付・半額納付・4分の3 納付）の承認を受けた場合は一部納付をした期間〕を合算した期間が 3 分の 2 以上であること。または、令和 8 年 3 月 31 日までに初診日があるときは、初診日の属する月の前々月までの 1 年間に保険料の滞納がないこと。

○ 20 歳前傷病による障害基礎年金

20 歳前（国民年金の被保険者になる前）に初診日がある場合には、20 歳になったとき（障がい認定日が 20 歳以後のときは障がい認定日）に国民年金法施行令別表（1・2 級）に該当する障がいの状態になっていれば障害基礎年金が支給されます。（受給者本人の前年所得により、半額または全額の支給停止となる場合があります）。

年金額

1 級 年額 1,039,625 円（昭和 31 年 4 月 1 日以前に生まれた人 1,036,625 円）

2 級 年額 831,700 円（昭和 31 年 4 月 1 日以前に生まれた人 829,300 円）

※年金額は、改定されることがあります。

〈子の加算額〉

障害基礎年金の受給権者が、その受給権を得たとき又はその後、生計を維持されている 18 歳未満の子（1・2 級の障がいがある場合は 20 歳未満）がいる場合に加算されます。2 人目までそれぞれ 239,300 円（年額）3 人目以降 1 人につき 79,800 円（年額）加算されます。

※ 児童扶養手当との併給はできませんのでご注意ください。

◆ 問合せ先

保険年金課国民年金係 電話：042-387-9844（ダイヤルイン）

立川年金事務所 電話：042-523-0352（代表）

街角の年金相談センター国分寺

電話：042-359-8451（電話での相談はできません）

障害厚生年金・障害手当金（厚生年金）

障害厚生年金は厚生年金の被保険者期間中に初診日がある病気やけがによって障害基礎年金を受けられる障がい（1級・2級）が生じたとき障害基礎年金に上乗せする形で支給されます。また、障害基礎年金に該当しない程度の障がいでも厚生年金の障がい等級表に該当するときは、独自に障害厚生年金（3級）または障害手当金（一時金）が支給されます。

受給要件

次のすべての要件に該当する人が受給できます。

- (1) 障がいの原因となる病気やけがの初診日に厚生年金の被保険者であるとき。
- (2) 障がい認定日において、障がいの程度が1級～3級であること。
- (3) 国民年金の障害基礎年金の保険料納付要件を満たしていること。（ただし3級は除く。）

年金額

障がいの程度により1級から3級まで分かれており、級と被保険者期間などにより算出されます。（身体障害者手帳の級とは別です）

◆ 問合せ先 最後に勤めていた事業所を管轄する年金事務所

<相談窓口>

立川年金事務所 電話：042-523-0352（代表）

街角の年金相談センター国分寺

電話：042-359-8451（電話での相談はできません）

障害年金生活者支援給付金

受給要件

次の要件をすべて満たしている方が対象となります。

- (1) 障害基礎年金（※1）を受けている
 - (2) 前年の所得額が「4,721,000円＋扶養親族の数×38万円（※2）」以下である
- ※1 旧法の障害年金、旧共済の障害年金であって、政令で定める年金についても対象。
- ※2 同一生計配偶者のうち70歳以上の者または老人扶養親族の場合は48万円、特定扶養親族または16歳以上19歳未満の扶養親族の場合は63万円。

給付額

障害等級2級： 月額 5,140円

障害等級1級： 月額 6,425円

※金額は、改定されることがあります。

◆ 問合せ先

保険年金課国民年金係 電話：042-387-9844（ダイヤルイン）

立川年金事務所 電話：042-523-0352（代表）

特別障害給付金

国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受給していない障がいのある方は給付金を受けることができます。

受給要件

次のいずれかに該当する人が受給できます。

- (1) 平成3年3月以前に国民年金の任意加入対象であった昼間部の学生
- (2) 昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった厚生年金等に加入していた方の配偶者

※ 所得制限があります。

給付額

特別障害給付金 1 級相当に該当する方： 月額 53,650 円

特別障害給付金 2 級相当に該当する方： 月額 42,920 円

※金額は、改定されることがあります。

◆ 問合せ先

保険年金課国民年金係 電話：042-387-9844（ダイヤルイン）

立川年金事務所 電話：042-523-0352（代表）

4 医 療

後期高齢者医療制度（障がい認定）

対 象

65歳以上74歳以下の人で、身体障害者手帳1～3級（一部4級も含む）、愛の手帳1度・2度、精神障害者保健福祉手帳1級・2級のいずれかをお持ちの人、又は障害年金1・2級を受給している人。申請し認定を受けた日から対象になります。

内 容

希望される方は、申請により後期高齢者医療制度に加入することができます。詳しくはお問合せください。

申請手続

障害の状態が確認できる、身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、年金証書のうち1点を持って申請してください。

◆ 問合せ先 保険年金課高齢者医療係 電話：042-387-9834

心身障がい者（児）医療費助成制度（障）

対 象

小金井市内に住所（知的障がい者更生施設等への入所者については、施設訓練等支援費の援護の実施者）があり、医療保険に加入している、次のいずれかの障がいがある人。

- ① 身体障害者手帳1級・2級（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫、肝臓機能障がいの人は3級まで）
- ② 愛の手帳1度・2度。
- ③ 精神障害者保健福祉手帳1級。（平成31年1月1日より）

次の各項に該当する人は助成を受けられません。

1. 上記等級・度数の認定を65歳以上で受けた人。
2. 国民健康保険法の適用除外となっている生活保護世帯に属する人。
3. 障がい者本人の前年の所得（本人が20歳未満の場合は、その者の加入する社保の被保険者（国保については世帯主）の所得。ただし、20歳未満でも、その者が社保の被保険者（国保の世帯主）の場合は本人所得）が限度額を超えている人。
4. 乳幼児医療費助成制度・義務教育就学児医療費制度・ひとり親家庭等医療費助成制度を受けている人。

給付内容

医療機関に支払う自己負担が1割又はなしとなります。（保険診療分のみ。）詳しくはお問合せください。

申請手続

「心身障害者医療費助成受給者証」の交付を受けるため、次のものを持って申請してください。

1. 身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳
2. 保険証情報のわかるもの

助成方法

都内医療機関等で保険証とマル障受給者証を提示して診療を受けます。ただし、都外や当制度を取り扱わない医療機関等で診療を受けた場合は、医療保険の自己負担分を医療機関等に支払った後、以下の1～4を持って、医療助成費の払い戻しの申請が必要です。また、医師が治療上必要と認めたコルセット、ギプスなどの現金給付対象となるものは、医療機関等でいったん支払った後、各種医療保険による療養費の支給を受けた後、以下の1～5を持って、医療助成費払い戻しの申請が必要です。

1. 領収書（原本。対象者氏名、保険点数が記載されているもの）
2. 保険証情報のわかるもの
3. 対象者本人の振込先がわかるもの（通帳等）
4. マル障受給者証
5. 医療用装具の療養費支払決定通知書

助成範囲

国民健康保険や健康保険などの各種医療保険の自己負担分からマル障一部負担金（下記）を差し引いた額（保険診療分）が助成されます。ただし、入院時食事療養・生活療養標準負担額は助成されません。

- ・住民税課税者：入院時の食事代

一部負担金（1割負担）

外来1か月上限18,000円（年間上限144,000円）

入院1か月上限57,600円（多数回該当44,400円）

- ・住民税非課税者：入院時の食事代

◆ **問合せ先** 自立生活支援課障害福祉係 電話：042-387-9842 FAX：042-384-2524

難病医療費等助成制度

対 象

下記(1)及び(2)をいずれも満たす人。

(1) 国又は東京都の指定する難病に罹患している人

(2) 次の①又は②のいずれかに該当する人

① その病状が、厚生労働大臣又は知事が定める程度の人

② ①に該当しないが、同一の月に受けた難病に係る医療費総額について、33,330円を超えた月数が、申請を行なった日の属する月以前の12か月以内にすでに3か月以上あった人

給付内容

認定された病気について、医療保険・介護保険を適用した医療費から、所得に応じた一部自己負担額を控除した額が助成されます。

◆ **問合せ先** 東京都保健医療局疾病対策課難病認定担当 電話：03-5320-4004

FAX：03-5388-1437

自立生活支援課障害福祉係 電話：042-387-9842 FAX：042-384-2524

小児慢性疾患医療費助成制度

対 象

下記(1)及び(2)をいずれも満たす人。

(1) 都内在住(住民登録がされていること。)の満18歳未満の人(ただし、18歳未満で認定を受け、引き続き有効な医療券を交付されている人に限り満20歳未満まで延長可能です。)

※ 原則として、医療保険上患児を扶養している者(被保険者)が申請者となります。

(2) 小児慢性疾患医療費助成事業の対象疾患にかかっており、かつ、別に定める認定基準を満たす人

給付内容

認定された病気について、医療保険を適用した医療費から所得に応じた一部自己負担額を控除した額が助成されます。

◆ **問合せ先** 東京都保健局家庭支援課母子医療助成担当 電話：03-5320-4375
FAX：03-5388-1406

自立生活支援課障害福祉係 電話：042-387-9842 FAX：042-384-2524

自立支援医療費制度(育成医療)

対 象

18歳未満で、以下の疾病治療のため手術等を必要とし、確実な治療効果が期待される児童。

①肢体不自由 ②視覚障がい ③聴覚・平衡機能障がい ④音声・言語・そしゃく機能障がい
⑤心臓機能障がい ⑥じん臓機能障がい(人工透析・腎移植のみ対象) ⑦呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・その他の先天性内臓機能障がい ⑧免疫機能障がい ⑨肝臓機能障がい(肝移植・抗免疫療法のみ)

※ 事前の申請及び判定が必要となりますので、早めにご相談ください。

給付内容

将来生活していくために必要な能力を持たせるための医療費を助成します。

医療保険の3割自己負担分を原則1割とし、2割は公費負担となります。ただし、所得に応じて、自己負担限度額が定められています。一定所得以上の人は、非該当になる場合があります。

◆ **問合せ先** 自立生活支援課障害福祉係 電話：042-387-9842 FAX：042-384-2524

自立支援医療費制度(更生医療)

対 象

18歳以上の身体障害者手帳をお持ちの人で、東京都心身障害者福祉センター等の判定により医療の給付が必要と認められた人。

①視覚障害 ②聴覚・音声言語機能障害 ③そしゃく機能障害 ④肢体不自由 ⑤心臓機能障害・心臓移植後の抗免疫療法 ⑥肝臓機能障害(肝臓移植及び移植術後の抗免疫療法) ⑦じん臓機能障害 ⑧小腸機能障害 ⑨免疫機能障害

※ 事前の申請及び判定が必要となりますので、早めにご相談ください。

給付内容

障がいの程度を軽くしたり、取り除いたりする医療費を助成します。

医療保険の3割自己負担を原則1割とし、2割は公費負担となります。ただし、所得に応じて自己負担限度額が定められています。一定所得以上の人は、非該当になる場合があります。

◆ **問合せ先** 自立生活支援課障害福祉係 電話：042-387-9842 FAX：042-384-2524

自立支援医療費制度（精神通院医療）

対 象

精神疾患を理由として通院している人（年齢は問わない）

給付内容

精神通院医療を受けている場合において、医療保険の3割自己負担を原則1割とし、2割は公費負担となります。ただし、本人又は世帯（申請者と同じ医療保険に加入している人全員）の所得に応じて自己負担限度額が定められています。一定所得以上の人は、非該当になる場合があります。

なお、1割自己負担について、非課税世帯の場合で、市の国民健康保険加入者は、小金井市が助成し、社会保険加入者、後期高齢者医療制度被保険者及び国民健康保険組合加入者は東京都が助成します。

◆ **問合せ先** 自立生活支援課相談支援係 電話：042-387-9841 FAX：042-384-2524

小児精神障がい者入院医療費助成

対 象

精神疾患のため精神科病床で入院治療を必要とする都内に住民登録がある18歳未満の人。入院治療を継続している場合は、20歳の誕生月の末日までが対象となります。

給付内容

医療費は、各種保険を適用しその自己負担額の全額を助成します。ただし、食事療養費の一部は患者負担となります。

◆ **問合せ先** 自立生活支援課相談支援係 電話：042-387-9841 FAX：042-384-2524

心身障がい者（児）歯科診療（東京都立心身障害者口腔保健センター）

通常の歯科医療機関の施設機能では、十分に治療することが困難な心身障がい者（児）の人の歯科治療とこれらの人の口腔疾患を予防するため健診、指導などを行います。

診 療 日

月～金曜日 …………… 治療・相談指導（午前9時から12時・午後1時から4時まで）
診療申し込みは原則として予約が必要です。

◆ **所 在 地** 新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ
事務棟8・9階 電話：03-3267-6480（予約受付）

歯科医療連携推進事業

対 象

障がいのある人及び要介護者の人で、かかりつけ歯科医がいない人。

※ 障がい種別・手帳の有無を問いません。

内 容

かかりつけ歯科医師の紹介を行います。（通院が困難な人はご相談ください。）

◆ **問合せ先** 小金井歯科医師会 電話：042-385-0303 FAX：042-385-2634
健康課健康係 電話：042-321-1240 FAX：042-321-6423

＜自立支援医療費支給認定申請書の所得区分等に関するチェックシート＞

（自立支援医療費の申請をするときの参考にしてください。世帯の所得区分により、下表のとおり負担上限月額が決められています。）

自立支援医療制度における「世帯」とは、自立支援医療を受診する方と同じ医療保険に加入している方で構成される単位をいいます。

「世帯」の所得区分は、加入している医療保険の保険料を納付している方（健康保険など被用者保険では被保険者本人、国民健康保険では被保険者全員）の市民税課税状況等により区分されます。

1 自立支援医療を受診する方が属する「世帯」は、生活保護又は中国残留邦人等に係る支援給付受給世帯の認定を受けていますか。

- ・受けている：「生活保護世帯」に該当します。
- ・受けていない：2へ

2 自立支援医療を受診する方が属する「世帯」は、市民税（均等割か所得割のいずれか又は両方）が課税されていますか。

- ・課税されていない方：3へ進んでください。
- ・課税されている方：4へ進んでください。

3 自立支援医療を受診する方の収入が80万9千円以下ですか。（自立支援医療を受診する方が18歳未満の場合にはその保護者の収入が保護者全員それぞれ80万9千円以下ですか。）

（※収入とは障害年金、特別児童扶養手当、特別障害者手当等を含めた収入の合計額）

- ・80万9千円以下：「低所得1」に該当します。
- ・80万9千円を超える：「低所得2」に該当します。

（※令和8年7月以降は、「80万9千円」が「82万6,500円」に変更となります。）

4 自立支援医療を受診する方が属する「世帯」のうち、加入している医療保険の保険料を納付している方が納めている市民税額（所得割のみ）は、以下のどの金額に該当しますか。

- ・市民税額（所得割） 3万3千円未満の方：「中間所得層1」に該当します。
- ・市民税額（所得割） 23万5千円未満の方：「中間所得層2」に該当します。
- ・市民税額（所得割） 23万5千円以上の方：「一定所得以上」に該当します。

5 高額治療継続者（「重度かつ継続」） 対象となる方は、下表の※印1の方です。

	一定所得以下		中間所得層			一定所得以上
	生活保護世帯	市民税非課税 本人収入 ≤ 80万9千円	市民税非課税 本人収入 > 80万9千円	市民税 < (所得割) 3万3千円	市民税 < (所得割) 23万5千円	市民税 (所得割) ≤ 23万5千円
生活保護	生活保護世帯	低所得1	低所得2	中間所得層1	中間所得層2	一定所得以上
負担0円	生活保護世帯	負担上限月額 2,500円	負担上限月額 5,000円	中間所得層1 負担上限月額 5,000円	中間所得層2 負担上限月額 10,000円	一定所得以上 公費負担の対象外 (医療保険の負担割合・ 負担限度額)
				高額治療継続者（「重度かつ継続」）※1		
				中間所得層1 負担上限月額 5,000円	中間所得層2 負担上限月額 10,000円	一定所得以上 (経過措置) 負担上限月額 20,000円

※1 高額治療継続者（「重度かつ継続」）の範囲については、以下のとおり。

- ① 疾病、症状等から対象となる者
 - ・更生医療・育成医療：腎臓機能、肝臓機能、小腸機能又は免疫機能障がいのある者。
 - ・精神通院医療：統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障がい、薬物関連障がい（依存症等）、精神医療に一定以上の経験を有する医師が判断した者。
- ② 疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる者
 - ・医療保険の多数該当の者。

5 補 装 具

補装具費の給付・修理・借り受け

身体障害者手帳所持者及び難病患者等で、東京都心身障害者福祉センターで補装具の判定を受けた者。18歳未満の児童は指定医療機関の医師の意見書により、必要性が認められる者。（種目により判定が省略できるものがあります。）

補装具費の給付・修理・借り受けについては、必ず事前に自立生活支援課にご相談ください。

種目		種目			
肢体不自由	義手	視覚障がい	視覚障害者安全つえ		
	義足		義眼		
	装具		眼鏡（矯正用、遮光用、弱視用）		
	座位保持装置	聴覚障がい (補聴器)	高度難聴用	耳かけ型	
	車いす※			手押し型（A・B）	ポケット型
			レディメイド	重度難聴用	耳かけ型
			オーダーメイド		ポケット型
	電動車いす※		耳あな型	レディメイド	
	車いすの付属品※			オーダーメイド	
	歩行器※		骨導式	ポケット型	
歩行補助つえ※	眼鏡型				
重度障がい者用意思伝達装置					

※ 介護保険制度と重複する種目になりますので、介護保険制度が優先となります。

利用者負担割合について

利用者負担上限額は、支給決定障がい者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額となっており、世帯区分に応じて設定され、生活保護等世帯、市民税非課税世帯は免除となります。

	生活保護等世帯	市民税非課税世帯	市民税課税世帯	市民税所得割額 46万円以上の世帯
補装具	0円	0円	10%	対象外
上限月額	0円	0円	37,200円	対象外

◆ 問合せ先 自立生活支援課相談支援係 電話：042-387-9841 FAX：042-384-2524

6 日常生活用具

日常生活用具費の給付

日常生活用具費は、心身に障がいがある人の日常生活を容易にすることを目的として給付されるものです。対象者について細かい規定がありますので、下記の表を参照のうえ必ず事前に自立生活支援課にご相談ください。（補装具と異なり判定は不要ですが、一部医師の診断書が必要なものがあります。）

介護保険欄に○印がついているものについては、介護保険制度からの給付または貸与となります。介護保険適用の場合は対象者の要件、利用料等下記の内容と変わりますので、詳細は介護福祉課へお問い合わせ下さい。

種別	介護保険	種 目	対 象 者	耐用年数	備 考
介護・訓練支援用具	○	特殊寝台（訓練用ベッドを含む）	(1) 原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた下肢又は体幹機能障がい 1 級又は 2 級（寝返りや起き上がりができない者） (2) 身体障害者手帳の交付を受けた内部障がい者で車いすを交付されている者 (3) 上記と同程度の難病患者等で医師により使用が必要と認められる者	8	腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別調整できる機能を有するもの
	○	特殊マット1	ベッドが排泄物で汚れるのを防ぐ必要がある者で、 (1) 原則として3歳以上の愛の手帳又は療育手帳の交付を受けた知的障がい者（児）で、障害の程度が最重度又は重度の自ら排便の処理が困難な者 (2) 原則として3歳以上18歳未満の身体障害者手帳の交付を受けた下肢又は体幹機能障がいの程度が1級又は2級の者 (3) 18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた下肢又は体幹機能障がいの程度が1級の者（常時介護を要する者に限る。） (4) 18歳以上の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた障害の程度が1級の者 (5) 原則として3歳以上の難病患者等で、上記(2)(3)の者と同程度であり、医師により使用が必要と認められる者	5	じょくそう防止又は失禁による汚染もしくは損耗を防止するためマット（寝具）にビニール加工したもの
	○	特殊マット2	原則として3歳以上の下肢又は体幹機能障がいの程度が2級以上の者で、1日の大半をベッドで寝ている状態であつ、じょくそうができていない者又は自力で寝返りがうてず、じょくそうができるおそれのある者	5	特殊マット1に同じ
	○	特殊尿器	原則として学齢児以上の者で、身体障害者手帳の交付を受けた下肢又は体幹機能障がいの程度が1級の者（常時介護を要する者）で、寝たきりで起き上がりや座位が保てない者又は上記と同程度の難病患者等で、医師により使用が必要と認められる者	5	尿が自動的に吸引されるもので、障がい者（児）又は介護者が容易に使用し得るもの
			入浴担架	原則として3歳以上の身体障害者手帳の交付を	5

種別	介護 保険	種 目	対 象 者	耐用 年数	備 考
			受けた下肢又は体幹機能障がい ^が の程度が 1 級又は 2 級の者（入浴に当たって、家族等他人の介助を必要とする者で、座位や起き上がりができない者）		フト装置により入浴させるもの
	○	体位変換器	原則として学齢児以上の者で、身体障害者手帳の交付を受けた下肢又は体幹機能障がい ^が の程度が 1 級又は 2 級の者で下着交換等に介助を必要とし、つかまっても寝返りができない者又は上記と同程度の難病患者等で、医師により使用が必要と認められる者	5	介護者が、障がい者（児）の体位を交換させるのに容易に使用し得るもの
	○	移動用リフト	原則として3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた下肢又は体幹機能障がい ^が の程度が 1 級又は 2 級で移乗や立ち上がりができない者又は上記と同程度の難病患者等で、医師により使用が必要と認められる者	4	障がい者（児）を移動させるに当たって、介護者が容易に使用し得るもの（住宅改修を伴うものを除く）
		訓練いす（児）	原則として3歳以上18歳未満の身体障害者手帳の交付を受けた下肢又は体幹機能障がい ^が の程度が 1 級又は 2 級の児童	5	原則として附属テーブルをつけるものとする
自立生活支援用具	○	入浴補助用具	原則として3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた下肢又は体幹機能障がい者（児）であって、入浴に介助を必要とする者又は上記と同程度の難病患者等で、医師により使用が必要と認められる者	8	シャワーチェアや移動用のボード、手すりなど工事を伴わないもの
	○	便器	原則として学齢児以上の者で、身体障害者手帳の交付を受けた下肢又は体幹機能障がい ^が の程度が 1 級又は 2 級の者で寝返りや起き上がりができない者又は上記と同程度の難病患者等で、医師により使用が必要と認められる者	8	手すりのついた腰掛式のもの（住宅改修を伴うものを除く）
		頭部保護帽	身体障害者手帳の交付を受けた平衡機能、下肢又は体幹機能障がい ^が の者又はてんかん等で頻繁に転倒し頭部の保護が必要な者	3	① スポンジ、皮主材料 ② スポンジ、皮、プラスチックを主材料に製作
		T字杖・棒状の杖	身体障害者手帳の交付を受けた平衡機能、下肢又は体幹機能障がい ^が の者が必要と認められる者（児）	3	① 主体が木材のもの ② 主体が軽金属のもの
	○	移動・移乗支援用具（歩行支援用具）	原則として3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた平衡機能、下肢又は体幹機能障がい ^が の者で、家庭内の移動等において介助を必要とする者又は上記と同程度の難病患者等で、医師により使用が必要と認められる者	8	転倒防止、立ち上がり、移乗動作の補助、段差解消のスロープ等（住宅改修を伴うものを除く）
		特殊便器	原則として学齢児以上の自ら排便の処理が困難な者で下記の該当する者 (1) 愛の手帳又は療育手帳の交付を受けた知的障がい者の程度が最重度又は重度の者 (2) 身体障害者手帳の交付を受けた両上肢機能障がい ^が の程度が 1 級又は 2 級の者 (3) 上記と同程度の難病患者等で、医師により使用が必要と認められる者	8	知的障がい者（児）を介護している者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの（住宅改修を伴うものを除く）。ウォシュレット等

種別	介護 保険	種 目	対 象 者	耐用 年数	備 考
		火災警報器	(1) 身体障害者手帳の交付を受けた者で、障がいの程度が1級又は2級の者 (2) 愛の手帳又は療育手帳の交付を受けた者で、障がいの程度が重度又は重度の知的障がい者 (3) 精神障害者保健福祉手帳の程度が1級又は2級の者 (4) 上記と同程度の難病患者等で、医師により使用が必要と認められる者 (いずれも火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯)	8	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの
		自動消火装置	火災警報器と同様	8	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し初期火災を消火し得るもの
		電磁調理器	18歳以上の者で、下記に該当する者 (1) 身体障害者手帳の交付を受けた者で視覚障がいの程度が1級又は2級の者 (2) 身体障害者手帳の交付を受けた者で上肢機能障がいの程度が1級又は2級の者 (3) 身体障害者手帳の交付を受けた者で下肢又は体幹機能障がいの程度が1級の者 (4) 愛の手帳又は療育手帳の交付を受けた知的障がい者で、障がいの程度が最重度又は重度の者 (5) 精神障害者保健福祉手帳の程度が1級又は2級の者 (いずれも、障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯)	6	障がい者が容易に使用し得るものであって、(1)は音声案内があるもの
		音響案内装置	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた視覚障がいの程度が1級又は2級の者(2級の者は送信機のみ)	10	施設に設置された音声案内が杖に取り付けた装置により声で案内してくれるもの
自立生活支援用具		聴覚障がい者用屋内信号装置	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた聴覚障がいの程度が2級の者(聴覚障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯)	10	電話や玄関などの呼び鈴を押すと腕時計式の受信機で知らせるものやフラッシュベルと連動するもの等
		ガス安全システム	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で下記に該当するもの (1) 喉頭摘出等で臭覚機能を喪失した者(臭覚機能を喪失した者のみの世帯及びこれに準ずる世帯) (2) 下肢又は体幹機能障がいの程度が1級の者(障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯)	8	警報機からの遮断信号、ガスの異常使用、地震時等にガスを自動的に遮断できるもの
		空気清浄器	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で呼吸器機能障がいの程度が3級以上の者	6	容易に使用し得るもの
		ルームクーラー	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、頸椎損傷等により体温調節機能を喪失した者(医師により、体温機能を喪失したと認められた者)	6	容易に使用し得るもの

種別	介護 保険	種 目	対 象 者	耐用 年数	備 考
		身体障がい者 用三輪自転車	<p>身体障害者手帳の交付を受けた下肢及び内部障がいにより1級又は2級の身体障害者手帳の交付を受けた歩行困難な者で、その障がいのため一般用三輪自転車を利用することが困難な者。ただし、次に該当する者は除く。</p> <p>(1) 肢体障がい、かつ重度の視覚障がい等のため、身体障がい者用三輪自転車を利用するのに安全性を欠く者</p> <p>(2) 自転車又は原動機付自転車を自ら運転できる者及び車いす又は電動車いすを使用し、日常外出している者</p>	6	① 手動式 ② 電動式
在宅療護等 支援用具		透析液加温器	原則として3歳以上の者で、身体障害者手帳の交付を受けた人工透析を必要とする者(自己連続携帯式腹膜灌流法による透析療法を行う者)	5	自己連続携帯式灌流法による人工透析に使用する加温器で、一定の温度に保つもの
		ネブライザー (吸入器)	<p>原則として3歳以上の者で、下記に該当するもの</p> <p>(1) 身体障害者手帳の交付を受けた呼吸器機能障がいの程度が3級以上である者</p> <p>(2) (1)と同程度の身体障がい者(児)及び難病患者等で、医師により常時継続して使用が必要と認められる者(加齢による疾病は対象とはしない)</p>	5	呼吸器機能障がい以外の障がいについては、意見書を提出のうえ、市が必要と認めた者
		電気式たん吸引器	ネブライザー(吸入器)と同様	5	ネブライザー(吸入器)と同様
		酸素ポンベ運搬車	おおむね18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた呼吸器機能障がいの程度が3級以上である者(医療保険その他の制度による在宅酸素療法を受けていない者に限る)	10	容易に使用し得るもの
		盲人用体温計	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた視覚障がいの程度が1級又は2級の者(視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	5	容易に使用し得るもの
		盲人用体重計	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた視覚障がいの程度が1級又は2級の者(視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	5	容易に使用し得るもの
		酸素吸入装置	おおむね18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた呼吸器機能障がいの程度が3級以上の者(医療保険その他の制度による在宅酸素療法に該当しない者で、医師により酸素吸入装置の使用を認められた者)	10	酸素ポンベ、スタンド、吸入マスクを一体とするもの
		パルスオキシメーター	身体障害者手帳の交付を受けた呼吸器機能障がいの程度が3級以上の者又は上記と同程度の身体障がい者(児)及び難病患者等で、医師により常時継続して使用が必要と認められる者	5	容易に使用し得るもの
情報・意思疎通 支援用具		携帯用会話補助装置	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、音声言語機能障がい又は肢体不自由で音声言語の著しい障がいを有する者でかつ筆談が困難な者	5	携帯式で言葉を音声又は文章に変換する機能を有するものであって、容易に使用し得るもの

種別	介護 保険	種 目	対 象 者	耐用 年数	備 考
		情報・通信支援用具	(1) 身体障害者手帳の交付を受けた視覚障がい者でパーソナルコンピューターを使用しないと文字が読めない者 (2) 身体障害者手帳の交付を受けた上肢機能障がい者の程度が1級の者で、特別な措置が必要な者	6	障がい者用パーソナルコンピューターの周辺機器及びアプリケーションソフト等
		点字ディスプレイ	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた、原則として視覚障がい2級以上かつ聴覚障がい2級者で、必要と認められる	6	文字等のコンピューター画面情報を点字等により示すことができるもの
		点字器	6歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた視覚障がい者(児)で点字を習得しようとしている者又は点字の利用が可能な者	7	① 標準型 ② 携帯用
		点字タイプライター	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた視覚障がいの程度が1級又は2級の者(就労もしくは就学しているか、あるいは就労が見込まれる者)	5	容易に使用し得るもの
		視覚障がい者用ポータブルレコーダー	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた視覚障がいの程度が1級又は2級の者で、文字を目で読むことが難しい者	6	① 録音再生機 ② 再生専用機 テープレコーダー及びフレックストーク、MD式レコーダー等
		視覚障がい者用活字読上げ装置	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた視覚障がいの程度が1級又は2級の者	6	文字情報と同一紙面上に暗号化した情報を読み取り、音声に変換するもの
		視覚障がい者用拡大読書器	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた視覚障がいの身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、本装置により文字を読むことが可能になる者	8	文字等が拡大されて画像をモニターに写し出せるもの
		暗所視支援眼鏡	身体障害者手帳の交付を受けた視覚障がい者(児)で、医師により夜盲、視野狭窄等の症状が認められる者	8	暗所の中でも対象物の色彩等を再現し、画像をディスプレイ等に映し出せるもの
		盲人用時計	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた視覚障がいの程度が1級又は2級の者	10	① 触読式 ② 音声式
		聴覚障がい者用通信装置	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた聴覚又は音声、言語機能障がいの身体障害者手帳の交付を受けた者で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者	5	容易に使用し得るもの
		聴覚障がい者用情報受信装置	身体障害者手帳の交付を受けた聴覚障がいの身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	6	文字放送やCS放送受信機等で、災害時に聴覚障がい者向け緊急信号が受信できるもの
		人工喉頭	身体障害者手帳の交付を受けた音声、言語又はしゃく機能障がいの身体障害者手帳の交付を受けた者	4	笛式
	5			電動式	
	-			埋込型用人工鼻	
		フラッシュバル	原則として学齢児以上の身体障害者の交付を受けた聴覚又は音声、言語機能障がいの程度が3級以上の者	10	容易に使用し得るもの

種別	介護 保険	種 目	対 象 者	耐用 年数	備 考
		会議用拡聴器	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた聴覚障がい程度が4級以上の者	6	容易に使用し得るもの
		携帯用信号装置	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた聴覚又は音声、言語機能障がい程度が3級以上の者（児）	6	送信機により合図が、視覚、触覚等により知覚できるもの
		点字図書	6歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた視覚障がい者（児）で、主に点字によって情報を入手している者	—	視覚障がい者の情報入手を容易するために、一般図書（月間や週間で発行される雑誌を除く）を点訳した点字図書の給付（墨字図書相当額を自己負担）
排泄管理支援用具		ストーマ装具	身体障害者手帳の交付を受けたぼうこう・直腸機能障がい者（児）	—	① 消化器系 ② 尿路系
		紙おむつ等	3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で下記に該当する者（排尿又は排便の意思表示が困難で、自ら排泄の処理ができず、かつ、紙おむつを使用することで意思伝達能力を阻害しない者に限る） (1) 脳性まひ等脳原性運動機能障がいにより、医師により常時継続して使用が必要と認められた者 (2) 二分脊椎によるぼうこう・直腸機能障がいにより、医師により常時継続して使用が必要と認められた者	—	
		収尿器	身体障害者手帳を交付された、脊椎損傷及び二分脊椎等で必要な者	—	① 男性用 ② 女性用

【利用者負担について】

利用者負担は、原則として1割負担となります。上限月額、世帯区分に応じて設定されます。排泄管理支援用具については、下記のとおり軽減しています。（市制度）

※給付対象者又は給付対象者の属する世帯のうち当該年度（4月から6月までにあっては前年度）の市町村民税所得割（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割をいう。）の課税額が46万円以上の者がいる場合は、制度の対象外となります。

	生活保護等世帯	市民税非課税世帯	市民税課税世帯	
			市民税所得割額 3万3千円未満の世帯	市民税所得割額 3万3千円以上の世帯
日常生活用具	0円	0円	10%	10%
排泄管理支援用具	0円	0円	5%	10%
上限月額	0円	0円	37,200円	37,200円

◆ 問合せ先 自立生活支援課相談支援係 電話：042-387-9841 FAX：042-384-2524

7 住 宅

住宅設備改善

住宅設備改善は、重度の下肢・体幹機能障がい等がある方の日常生活の利便を図るため、居住している家屋の一部を改善するものです。改善を行おうとする時は、必ず事前（計画段階）に自立生活支援課相談支援係にご相談下さい。

※ すでに完了してしまった改善、家の新築（屋内移動設備を除く）に伴うものは対象となりません。（借家等の場合は家主の承諾書が必要です）

種目名	給付の対象	給付の内容
小規模改修	6歳以上65歳未満で身体障害者手帳の交付を受けた下肢又は体幹に係る障がいの程度が3級以上の者及び補装具として車いすの交付を受けた内部障がい者又は同程度の難病患者等で、医師により改修が必要と認められる者 ※ただし、特殊便器への取替えについては上肢障がい2級以上	① 手すりの取付け ② 床段差の解消 ③ 滑り防止及び移動の円滑化等ための床材の変更 ④ 引き戸等への扉の取替え ⑤ 洋式便器等への便器の取替え ⑥ その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる改修
中規模改修	6歳以上65歳未満で身体障害者手帳の交付を受けた下肢又は体幹に係る障がいの程度が2級以上の者 補装具として車いすの交付を受けた内部障がい者（児）	① 小規模改修において給付の対象となる改修で、小規模改修の給付を受けてなお足りない部分についての工事 ② 小規模改修において給付の対象とならない改修で、必要と認める工事 （例）浴槽の取替え工事 流しの取替え工事 玄関等の床段差解消機の設置工事等
屋内移動設備	6歳以上で身体障害者手帳の交付を受けた上肢、下肢又は体幹機能障がいがあり、歩行ができない状態で、かつ障がいの程度が1級の者 補装具として車いすの交付を受けた内部障がい者（児）	① 機器本体及び付属機器 ② 設置費

★ 40歳以上65歳未満の人で介護保険の対象となる人については、介護保険による保険給付を受け、なお給付が必要となる部分についてのみ、中規模住宅改修を給付します。

◆ 問合せ先 自立生活支援課相談支援係 電話：042-387-9841

FAX：042-384-2524



都営住宅使用料の特別減額

対 象

①身体障害者手帳1・2級、②愛の手帳1～3度、③精神障害者保健福祉手帳1・2級または常時介護を要する特殊疾病の人がいる世帯。ただし、世帯の所得が一定額以下の場合に限ります。

内 容

使用料が2分の1に減額されます。

◆ 問合せ先 東京都住宅供給公社都営業務課収入調査係 電話：03-3409-2261

都営住宅の優遇制度

(1) 家族向都営住宅優遇抽選

対 象

【乙優遇】優遇倍率7倍

- ・ 申込者本人又は同居親族のうち一人が、①身体障害者手帳1～4級の人 ②愛の手帳1～3度の人 ③精神障害者保健福祉手帳1・2級の人（障害年金等の受給に際し、障がいの程度が同程度と判定された方を含む）で、都営住宅の申込資格がある人。

【甲優遇】優遇倍率5倍

- ・ 申込者本人又は同居親族のうち一人が、①身体障害者手帳5・6級の人 ②愛の手帳4度の人 ③精神障害者保健福祉手帳3級の人（障害年金等の受給に際し、障がいの程度が同程度と判定された方を含む） ④難病患者等、で都営住宅申込資格がある人。

内 容

抽選方式・・・・・・・・ 一般の人より有利な当選率で抽選が受けられます。

(2) 都営住宅家族向ポイント方式募集

対 象

東京都内に引き続き3年以上居住し、申込者本人又は同居親族のうち一人が、①身体障害者手帳1～4級の人 ②愛の手帳1～3度の人 ③精神障害者保健福祉手帳1・2級の人 ④車いす利用者世帯向住宅の場合、身体の障がいにより車いすを使用しなければならない人（6歳以上）で、身体障害者手帳おおむね1・2級の人（障害年金等の受給に際し、障がいの程度が同程度と判定された方を含む）で、都営住宅の申込資格がある人。

内 容

ポイント方式

抽選をしないで、書類審査及び実態調査の結果にもとづき、住宅に困っている度合いの高い人から順に住宅をあっせんします。

(3) 単身者向け都営住宅

対 象

都営住宅の申込資格があり、東京都内に引き続き3年以上居住する20歳以上の方で、身体障害者手帳1～4級の人、愛の手帳1～4度の人、精神保健福祉手帳1～3級の人（障害年金等の受給

に際し、障がいの程度が同程度と判定された方を含む)

内 容

抽選方式（年4回募集）・・・・・・上記の人が申し込みできる募集を行います。

- ◆ **問合せ先** 東京都住宅供給公社都営住宅募集センター 電話：03-3498-8894
テレホンサービス（音声テープでのご案内） 電話：03-6418-5571

独立行政法人都市再生機構の優先入居

内 容

身体障がい者（児）がいる世帯については、UR賃貸住宅新築募集の申し込みにあたり、当選率が一般世帯に比べ優遇される場合があります。

対 象

- ①身体障害者手帳の交付を受けている1～4級の障がいのある方を含む世帯
- ②愛の手帳の交付を受けている重度の障がいのある方で、常時介護を要する方、または児童相談所、知的障害者更正相談所、または精神科医等から重度の知的障がいまたはこれと同程度の精神の障がいがあると判定されている方で、常時介護を要する方。

※②に該当する場合は、介護者として親族の方の同居が必要となります。

- ◆ **問合せ先** UR都市機構募集販売本部 電話：03-3347-4375

住宅資金の貸付—生活福祉資金—

内 容

住宅の増改築、補修に必要な資金が低利で貸付けられます。

- ◆ **問合せ先** 社会福祉協議会 電話：042-386-0294



8 障害者総合支援法・児童福祉法

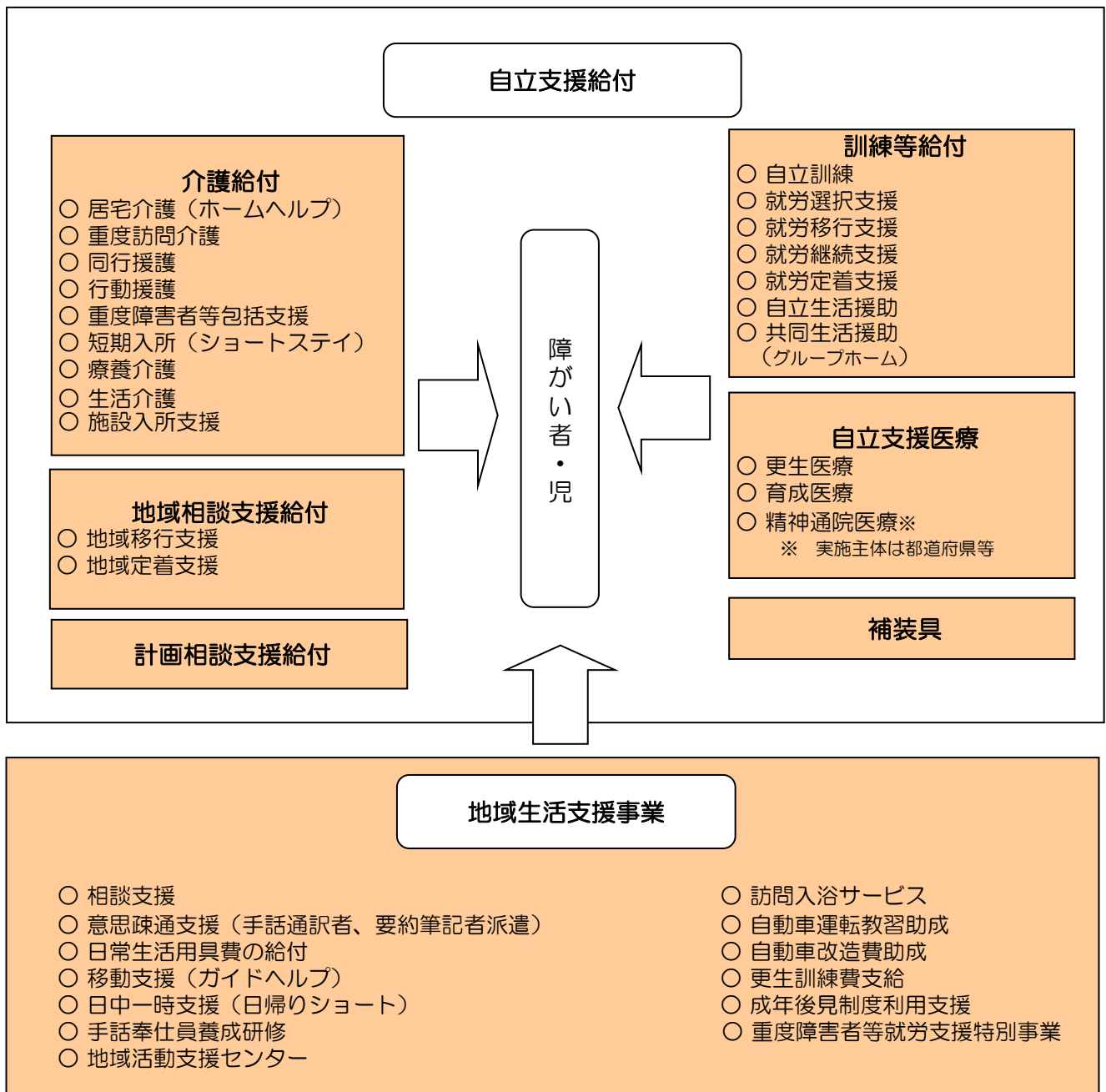
(1) 障害者総合支援法

障害者総合支援法のポイント

- (1) 法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念として掲げる。
- (2) 「制度の谷間」を埋めるべく、障がい者の範囲に難病等を加える。
- (3) 「障害程度区分」について、障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改める。
- (4) 障がい者に対する支援の拡大
- (5) サービス基盤の計画的整備 など

障害者総合支援法のサービス体系

障害者総合支援法による総合的な支援システムの全体像は、自立支援給付と地域生活支援事業で構成されています。



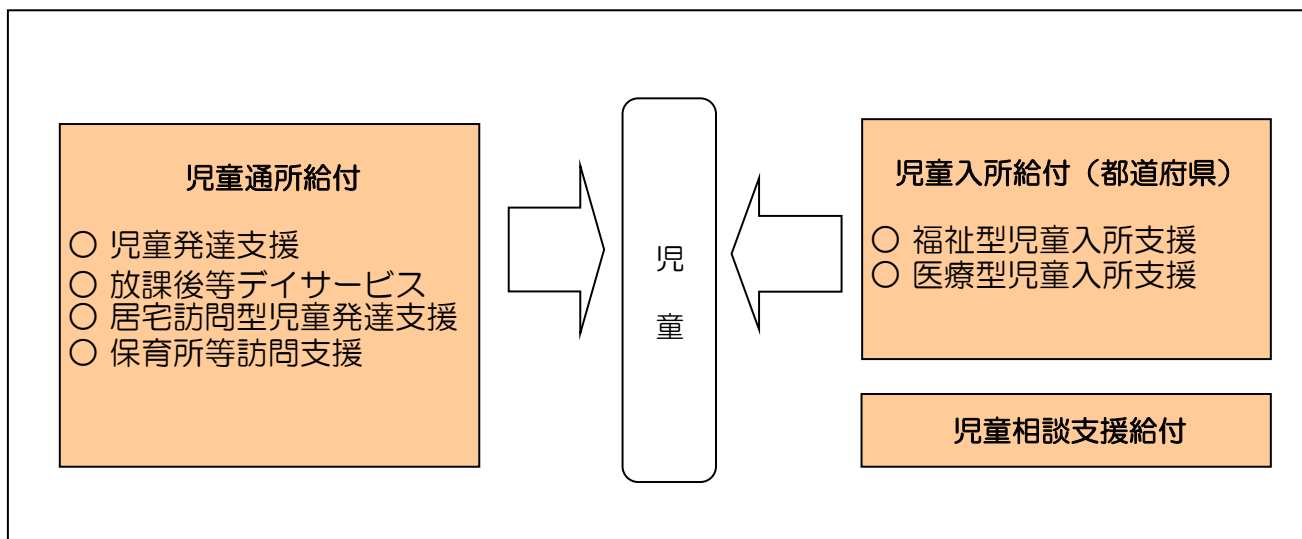
介護給付・訓練等給付等のサービス内容

介護給付	
居宅介護 (ホームヘルプサービス)	自宅で入浴、排泄、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者、その他の障害のある人で常時介護を必要とする人に、総合的な介護を行います。
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人に、外出時に必要な介助や情報提供などを行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排泄、食事の介護などを行います。
療養介護	医療と常時の介護を必要とする人に、医療機関でのリハビリ及び日常生活の介護を行います。
生活介護	常時介護が必要な人に対し、食事等の介護とともに創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護などを行います。
訓練等給付	
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労選択支援	就労移行支援又は就労継続支援の利用意向がある人に就労アセスメントを行い、自分に合った働き方や就労系サービスを選択するための支援を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日に共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の介護又は援助を行います。
就労定着支援	サービスを利用して一般企業等に新たに雇用された人に対し、継続して勤められるように企業や関係機関との連絡調整や、相談、指導、助言などを行います。
自立生活援助	自宅で生活するにあたって、家族からの支援が見込めない人に、巡回や訪問、相談対応などを通して、自立した日常生活を営むための環境整備に必要な援助を行います。
地域相談支援給付	
地域移行支援	障がい者支援施設等及び精神科病院などに入所・入院している障がいのある人につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行います。
地域定着支援	居宅において単身等で生活する障がいのある人につき、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急事態等の際に相談、緊急訪問等を行います。
計画相談支援給付	
計画相談支援	支給決定又は支給決定の変更前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定及び変更後、サービス事業者等との連絡調整、計画の作成を行います。また、一定の期間ごとにサービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直し(モニタリング)を行います。
地域生活支援事業	
移動支援(ガイドヘルプ)	知的障がい、視覚障がい、重度下肢・体幹・移動機能障がい、精神障がいのある人に対する外出時の介護を行います。
日中一時支援	介護者が病気の場合などに、日中に施設等で介護を行います。
重度障害者等就労支援特別事業	重度な障がいのある方の、通勤時の付き添いや職場における身体介護等の支援を行います。

(2) 児童福祉法

児童福祉法のサービス体系

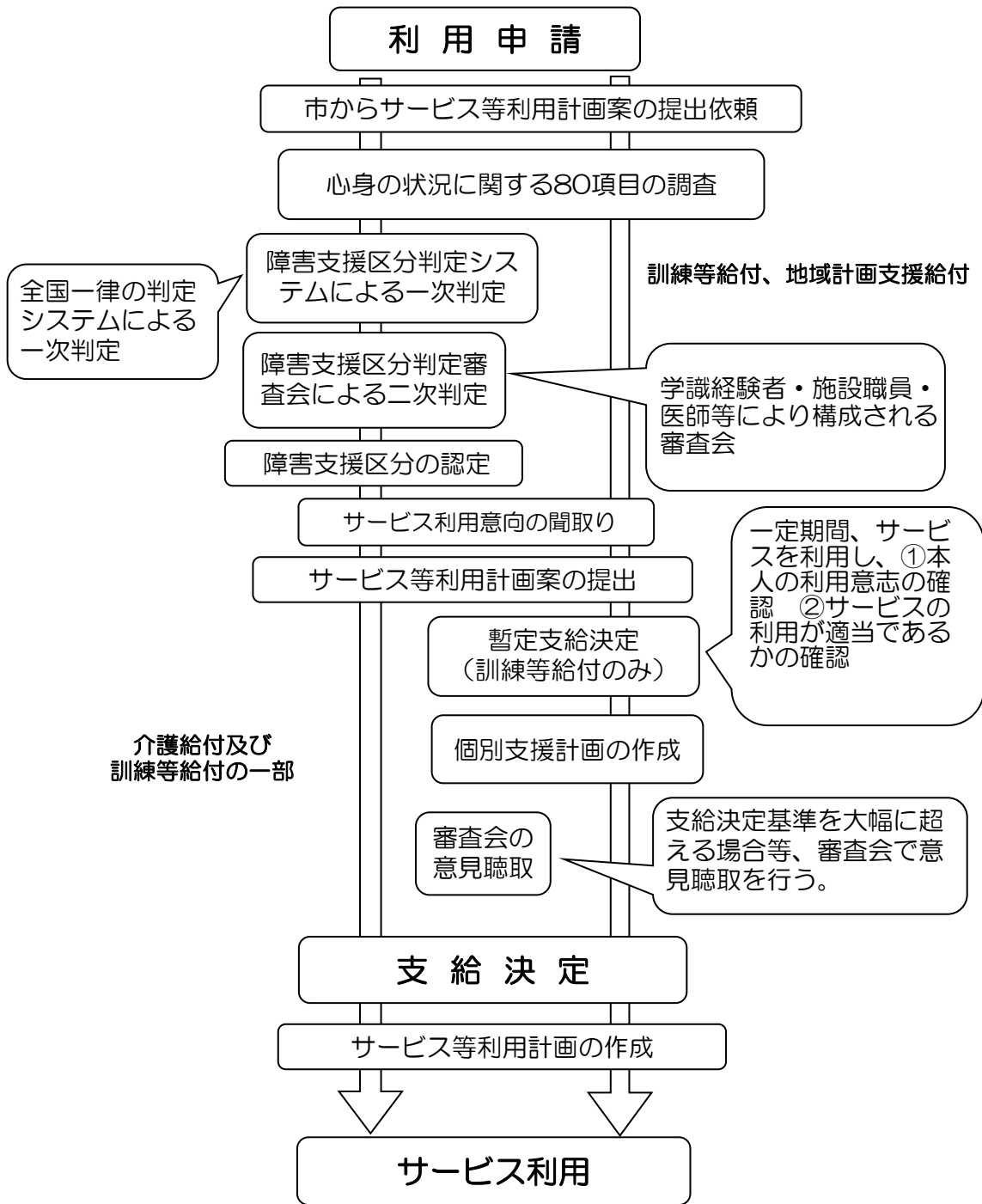
特別な配慮の必要な児童の支援強化を図るため、これまでの種別ごとに分かれていた施設体系について、通所・入所の利用形態の別により一元化が図られました。



児童通所給付・児童入所給付等のサービス内容

児童通所給付	
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。
放課後等デイサービス	学校授業の終了後又は休業日において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進を行います。
居宅訪問型児童発達支援	居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。
保育所等訪問支援	児童が集団生活を営む施設を訪問し、当該施設における児童以外の人との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
児童入所給付（都道府県）	
福祉型児童入所支援	施設に入所する児童の保護、日常生活の指導、知識技能の付与を行います。
医療型児童入所支援	施設に入所する児童の保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行います。
児童相談支援給付	
児童相談支援	支給決定又は支給決定の変更前に、児童支援利用計画案を作成し、支給決定及び変更後、サービス事業者等との連絡調整、計画の作成を行います。また、一定の期間ごとにサービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直し（モニタリング）を行います。

支給決定までの流れについて（18歳以上）



支給決定までの流れについて（児童）

○児童の支給決定については、各種サービスの申請があった場合には、児童の心身の状況や介護を行う者の状況等に関する聞取り調査を行った上で、支給決定を行います。

○18歳に達した後は、上記のように支給決定することになります。

利用者負担額

【障害者総合支援法及び児童福祉法の利用者負担上限月額】

利用者負担上限額は、支給決定障がい者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額となっており、下記のとおりとなります。

	生活保護	区市町村民税 非課税世帯	一般世帯	
			市民税所得割額が 一定以下 ※1	市民税所得割額が 一定以上
上限月額	0円	0円	成人 9,300円 ※2	37,200円
			児童 4,600円	

障がいのある方が 18歳以上である場合…本人及び配偶者の収入で認定

18歳未満である場合…原則本人の属する住民票の世帯員全員の収入で認定

※1 障がいのある方が

18歳以上の場合…本人及び配偶者の市民税所得割額の合算が16万円未満の方

18歳未満の場合…原則住民票全員の世帯員の市民税所得割額の合算が28万円未満の方

※2 入所施設利用者（20歳以上）及びグループホーム利用者は、市民税課税世帯の場合は、37,200円となります。

※3 令和元年10月1日から、幼児教育・保育の無償化が実施されたことに伴い、以下のサービスについては、対象者の利用者負担が無料となります。

○対象サービス

児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設

○無償化の対象となる期間

満3歳になって初めての4月1日から3年間

【20歳以上の施設入所者の場合】

○ 施設入所者の低所得者（生活保護、住民税非課税の者）にかかる食事・光熱費等の実費負担を軽減するために、入所者の収入に応じて特定障害者特別給付費（補足給付）を市が施設に支払います。

【グループホームに入居している方の場合】

○ グループホーム居住者の低所得者（生活保護、市民税非課税の者）に係る家賃の実費負担を軽減するため特定障害者特別給付費（補足給付）を市が施設に支払います。

※ 補足給付の額は、月1万円（家賃の額が1万円を下回る場合は、当該家賃の額）となります。

◆ 問合せ先 自立生活支援課相談支援係 電話：042-387-9841 FAX：042-384-2524

地域生活支援事業

移動支援事業

対 象

次の①から④までのいずれかに該当する人。ただし、施設入所している人、重度訪問介護、同行援護又は行動援護の支給決定を受けているときは対象となりません。

- ① 身体障害者手帳を持っている人で、視覚障がいの人 ② 身体障害者手帳を持っている人で、下肢機能障がい1級・2級、体幹機能障がい1級・2級又は移動機能障がい1級・2級の人
- ③ 愛の手帳を持っている人 ④ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障がいの人

内 容

移動支援とは、次に掲げる事項を目的とした外出の支援です。ただし、通学、通所、通園等又は通勤、営業活動等の経済活動に係る外出等は対象となりません。利用時間は、原則として午前6時から午後10時までです。

- ① 社会生活上必要な外出（視覚障がいに係る人の代読、代筆を含みます。） ② 余暇活動及び社会参加

※令和4年4月1日から、訓練目的など期間が限られたものに関しては、外出の支援の対象となりました。また、通学に係る外出については、対象者の保護者が急病、けがその他やむを得ない事情により一時的に通学に係る外出が支援できない場合については支給対象となりました。

※移動支援事業の開始場所については、従来は対象者の住居のみとしていましたが、一定の要件に該当する場合は外出先を開始場所とすることが可能となりました。一定の要件に該当するかについては審査がありますので、必ず事前にご相談いただきますようお願いいたします。

日中一時支援事業

対 象

次の①から③までのいずれかに該当する人。ただし、施設入所している人、共同生活援助の支給決定を受けているときは対象となりません。

- ① 身体障害者手帳を持っている人 ② 愛の手帳を持っている人 ③ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障がいの人

内 容

短期入所の日帰り利用です。日常的に介護している家族の一時的な休息等を目的とします。

1回当たり5時間以内とし、1日2回までの利用が可能です。

費 用

市民税所得割額に基づく認定によって、負担の割合が設定されています。

障がいのある方が18歳以上である場合…本人及び配偶者の収入で認定

18歳未満である場合…原則本人の属する住民票の世帯員全員の収入で認定

	移動支援費	日中一時支援費
事業費	基本単価 30分 1,000円 時間外加算 午前6時から8時まで及び (基本単価の25%加算) 午後6時から10時まで	1回当たり 2,500円
利用者負担	生活保護 0円 非課税 0円 所得割額3万3千円未満 事業費の5% 所得割額3万3千円以上 事業費の10%	生活保護 0円 非課税 0円 所得割額3万3千円未満 事業費の5% 所得割額3万3千円以上 事業費の10%

重度障害者等就労支援特別事業

対 象

小金井市から重度訪問介護、同行援護または行動援護の支給決定を受けており、次のいずれかに該当する人

- ① 民間企業に雇用される人（就労継続支援A型の利用者は対象外）

障害者雇用納付金制度を活用してもなお必要な支援が残る場合で、所定労働時間が週10時間以上となる人、週10時間に満たないが申請した年度中に週10時間以上に引き上げられることが確認できる人

- ② 自営業者等の人

従事する時間が週10時間以上で、従事することにより所得の向上が見込まれると認められる人

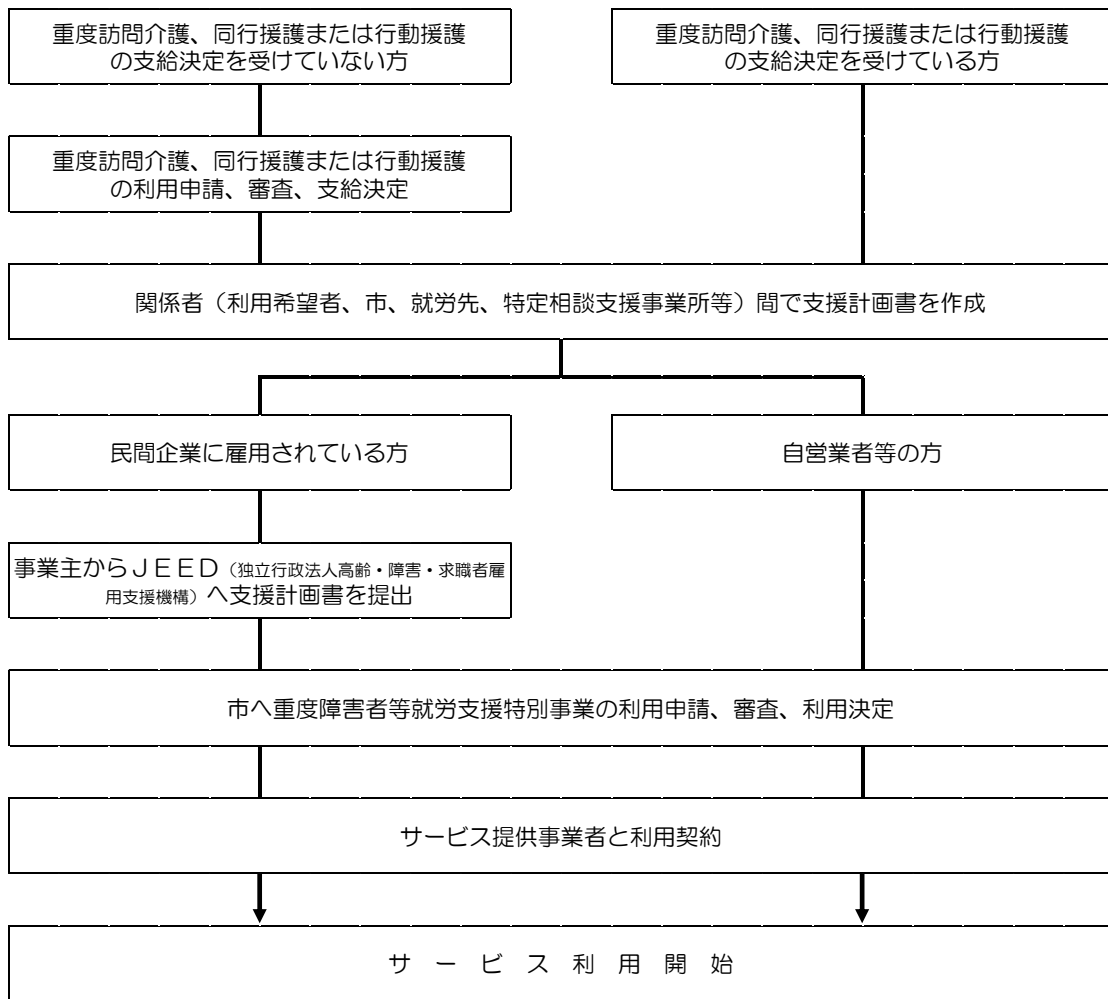
内 容

- ① 利用申請に必要な支援計画書の作成支援（特定相談支援）

- ② 重度障害者等へ提供する以下の支援（重度訪問介護、同行援護、行動援護）

民間企業に雇用される方への支援	自営業者等の方への支援
○ 排せつ、食事、喀痰吸引、姿勢の調整、安全確保のための見守りその他雇用の継続に必要な身体介護等の支援	○ 排せつ、食事、喀痰吸引、姿勢の調整、安全確保のための見守りその他自営等に従事するために必要な身体介護及び移動等の介助支援
○ 雇用助成金の支給開始の日から起算して3か月を経過した日以後の通勤における付添い等の支援 ほか	○ 文書の作成及び朗読、機器の操作及び入力作業その他自営等に従事するために必要な介助支援
	○ 通勤における付添い等の支援 ほか

利用までの流れ



費用

障害者総合支援法利用者負担上限月額（P44参照）に準じます。

◆ 問合せ先 自立生活支援課相談支援係 電話：042-387-9841 FAX：042-384-2524

9 介護人の派遣・緊急保護など

介護人の派遣（在宅障がい者（児））

保護者または、家族の疾病、事故、出産などのため、緊急に保護が必要となった場合に介護人を派遣します。半日（4時間）を単位とし、1か月につき最高4回（16時間）まで利用できます。障がい者（児）および介護人の事前登録が必要です。（介護人は原則として小金井市に在住する人）

対 象

- ① 身体障害者手帳1～6級の人 ② 愛の手帳1～4度の人
- ③ 脳性麻痺又は進行性筋萎縮症の障がいを有する人
- ④ 児童相談所・東京都心身障害者福祉センター又は医師が、障がいがあると判定した人

◆ **問合せ先** 自立生活支援課相談支援係 電話：042-387-9841 FAX：042-384-2524

緊急一時保護（都型ショートステイ）

保護者または、家族の疾病、事故、出産などのため、緊急に保護が必要な障がい者（児）を1日2人を定員として市障害者福祉センターで保護します。連続する場合は、原則5日間まで利用できます。利用料については1日当たり800円（市民税非課税世帯は無料）になります。

対 象

市内で在宅の心身障がい者（児）

◆ **問合せ先** 自立生活支援課相談支援係 電話：042-387-9841 FAX：042-384-2524

精神障がい者一時入所事業

地域で生活している精神障がいのある人が、本人または同居している人の事情により日常生活に支障が生じたときに、一時的に過ごすことができます。

◆ **問合せ先** 中部総合精神保健福祉センター 電話：03-3302-7742

10 税の控除、減免

所得税（障害者控除）

対 象

- ① 身体障害者手帳をお持ちの人 ② 愛の手帳をお持ちの人 ③ 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人 など

内 容

納税者自身、又は控除対象配偶者や扶養親族が手帳をお持ちの場合、所得金額から、級（度）に応じた額が控除されます。

- ◆ **問合せ先** 確定申告の場合 武蔵野税務署 電話：0422-53-1311
源泉徴収の場合 勤務先給与担当者

住民税（障害者控除）

対 象

- ① 身体障害者手帳をお持ちの人 ② 愛の手帳をお持ちの人 ③ 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人

内 容

納税者自身、又は控除対象配偶者や扶養親族が手帳をお持ちの場合、所得金額から、級（度）に応じた額が控除されます。

- ◆ **問合せ先** 市民税課市民税係 電話：042-387-9819、042-387-9820
※ 所得税の確定申告をしている人又は1ヶ所の給与収入のみで勤務先給与担当者より小金井市へ報告している人は申告不要です。

個人事業税

対 象

- ① 身体障害者手帳をお持ちの人 ② 愛の手帳をお持ちの人 ③ 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人

内 容

- ① 本人又は障がい者を扶養している方が、前年度の所得額が370万円以下の場合、級（度）に応じた額が減免されます。
- ② 視力障がいの人で、両眼の（屈折異常のある人については矯正）視力が0.06以下で、あんま、はり、きゅう、マッサージ、指圧、柔道整復その他医業に類する事業を営む場合、非課税となります。

- ◆ **問合せ先** 立川都税事務所 電話：042-523-3171

相続税

対象

- ① 身体障害者手帳をお持ちの人 ② 愛の手帳をお持ちの人 ③ 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人

内容

納税金額から、財産を取得した本人が満85歳になるまでの年数及び級（度）に応じた額が控除されます。

◆ 問合せ先 武蔵野税務署 電話：0422-53-1311

贈与税 ー特定障害者扶養信託ー

対象

身体障害者手帳1・2級をお持ちの人、愛の手帳をお持ちの人、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人など

内容

特定障害者が、「特定障害者扶養信託契約」に基づいて信託受益権の贈与を受けた場合、その信託の際に「障害者非課税信託申請書」を、信託会社を經由して税務署に提出することにより、信託受益権の価額のうち、6,000万円（特別障害者以外の者は3,000万円）までの金額について非課税となります。詳しくは、税務署にお問い合わせください。

◆ 問合せ先 武蔵野税務署 電話：0422-53-1311

関税

内容

身体障がい者用に製作された機具・物品の輸入、および慈善または寄付のため、または社会福祉事業施設に寄贈された物品の中には、輸入関税が免除されるものがあります。

◆ 問合せ先 東京税関 税関相談官室 電話：03-3529-0700
江東区青海2-56 東京港湾合同庁舎

利子等の非課税

内容

身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳等をお持ちの人、障害基礎年金、特別障害者手当等を受給している人が受け取る一定の預貯金の利子等にかかる所得税、都民税利子割りが非課税になります。（元本350万円まで）

◆ 問合せ先 各金融機関等

自動車税・軽自動車税

対 象

次表のいずれかの障がいがある人

内 容

- ① 障がいのある人またはその人と生計を同じくする人が自動車を所有し、もっぱら障がいのある人のために使用する場合は減免されます（一台に限る）。
- ② 車いすの昇降装置や固定装置などを取り付けた自動車については減免されます。

申 請 先

- ① 新規取得の自動車については、登録の日から1か月以内に自動車税事務所へ。
- ② すでに自動車を取得しているときは、自動車税の納期限（通常4月1日から5月31日）までに都税事務所へ。
- ③ 軽自動車税については市の市民税課へ。

※「生計を同じくする人」とは、次の3つのいずれかに該当する人をいいます。

- (1) 障がいのある人と同居されている人
- (2) 障がいのある人の住所地近隣（2km以内）にお住まいの人
- (3) 障がいのある人の住所地近隣（2km以内）にお住まいの東京都パートナーシップ宣誓制度又は地方公共団体の同等の制度により証明を受けたパートナーシップ関係の相手の人

◆ 問合せ先	多摩自動車税事務所	電話：042-522-8271	} 普通車
	立川都税事務所府中支所	電話：042-364-2288（代）	
	市民税課諸税係	電話：042-387-9820	— 軽自動車

障がいの区分	等 級	障がいの区分	等 級
上肢機能障がい	1 級 ・ 2 級	視覚障がい	1 級 ～ 4 級 (4級は視力の良い方の眼の視力が0.08以上の眼の視力が0.1以下のもの(3級の2に該当するものを除く))
下肢機能障がい	1 級 ～ 6 級	聴覚障がい	2 級 ・ 3 級
体幹機能障がい	1 級～3 級・5 級	平衡機能障がい	3 級 ・ 5 級
心臓・じん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸・小腸の機能障がい	1 級・3 級・4 級	免疫機能障がい	1 級 ～ 3 級
肝臓機能障がい	1 級 ～ 4 級	音声機能又は言語機能障がいのうち喉頭摘出に係る者	3 級
愛の手帳 1～3度			
精神障害者保健福祉手帳 1 級（精神通院医療に係る自立支援医療受給者に限る）			

11 乗車賃等の減額

鉄道旅客運賃

身体障がい者、知的障がい者とその介護人がJR線（連絡社線を含む）を利用するとき、運賃が割引になります。（JR以外の民営鉄道についての取扱いもJRに準じます。）

JR・私鉄各駅の改札窓口で身体障害者手帳・愛の手帳を提示して乗車券を購入してください。

ICカード利用の場合は、自動改札機にかざして入場し、出場駅の改札窓口で手帳とICカードを提示してください。

対 象

身体障害者手帳1～6級、愛の手帳1～4度の人とその介護人

精神障害者保健福祉手帳1～3級（令和7年4月1日から制度開始）

内 容

障がい区分	割引乗車券の種類	割引率	取扱区間
第1種身体障がい者、 第1種知的障がい者 （介護人付）	普通乗車券 定期乗車券 回数乗車券（バスを除く） 急行券（JR線のみ）	5割 （バス定期券 は3割） 介護人同率	JR線（航路・バスを 含む）・連絡社線の各駅 相互間
第1種および第2種 身体障がい者、知的 障がい者 （単独乗車）	普通乗車券	5割	同上、ただし鉄道航路 の片道100km.を超 える区間に限る
12歳未満の第2種 身体障がい児、知的 障がい児の介護人	定期乗車券	5割	JR線（航路・バスを 含む）・連絡社線の各駅 相互間

※ グリーン料金・特急料金は除かれます。また、12歳未満の身体障がい児については小児運賃の5割引となります。

精神障害者保健福祉手帳・等級	旅客運賃割引区分
1級	第一種精神障害者
2級、3級	第二種精神障害者

※ 割引内容の詳細は、各旅客鉄道会社等へお問い合わせください。

◆ 問合せ先

JR東日本お問い合わせセンター 電話：050-2016-1600

西武鉄道お客様センター 電話：0570-005-712

京王電鉄お客様センター 電話：03-3325-6644

東京メトロお客様センター 電話：0120-104-106 など

【身体の不自由な人などの新幹線利用法】

新幹線には、車いす対応座席をご用意している列車があります。ご乗車の1か月前の日の10時から2日前までに、新幹線のご乗車駅へ直接または電話でお申し込みください。ご乗車の際、駅で係員がご案内します

都営交通無料乗車券（証）

都内に居住する心身障がい者（児）が都営地下鉄・バス、都電などを利用するとき、無料乗車券（証）を提示すると料金が無料になります。

対 象

- ① 身体障害者手帳 ② 愛の手帳 ③ 精神障害者保健福祉手帳を持っている人
- ④ 介護者は、身体障害者手帳「第1種」の手帳所持者と愛の手帳所持者

内 容

本人は無料、介護人は普通乗車券・定期乗車券が5割引（都バスの定期券は3割引）となります。
※ 手帳を持参してください。

◆ 問合せ先 自立生活支援課相談支援係 電話：042-387-9841 FAX：042-384-2524

民営バス運賃

心身障がい者（児）が民営バスを利用するとき、手帳を提示すると料金割引が受けられます。

対 象

- ① 身体障害者手帳・愛の手帳を持っている人 ② 介護者は、身体障害者手帳「第1種」の手帳所持者と愛の手帳所持者 ③ 精神障害者保健福祉手帳（写真貼付されているもの）を持っている人

内 容

普通乗車券：5割引 利用路線は、都内の停留所相互間です。（介護人割引を利用する際は「心身障がい者民営バス乗車割引証」の交付を受けてください 定期乗車券：3割引）

◆ 問合せ先 自立生活支援課相談支援係 電話：042-387-9841 FAX：042-384-2524

COCOバス運賃

心身障がい者（児）がCoCoバスを利用するとき、手帳を提示すると料金が5割引きになります。現金またはICカードでお支払いください。（野川・七軒家循環ではICカードは使えません。）

対 象

- ① 身体障害者手帳・愛の手帳を持っている人 ② 介護者は、身体障害者手帳「第1種」の手帳所持者と愛の手帳所持者 ③ 精神障害者保健福祉手帳（東京都発行のもの）を持っている人

内 容

大人 90円、小児 50円

◆ 問合せ先 交通対策課 電話：042-387-9850 FAX：042-386-2619

航空旅客運賃

航空機（国内線）を利用するとき、身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳を提示すると運賃割引が受けられます。

対 象

身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳を持っている人と、同時に同一区間を利用する介護人1名。

内 容

購入方法等の詳細については、直接各航空会社へお問い合わせください。

◆ 問合せ先 国内線の各航空会社

有料道路通行料

対 象

- ① 身体障害者手帳を持っている人で自ら運転する人
- ② 第1種身体障がい者、または重度知的障がい者を乗せて運転する介護者の人
 - ※ バイクの場合は、125ccを超えるものは、割引の対象となります。
 - ※ 対象となる自動車は1人に付き1台となります。

内 容

割引対象となる車は乗用自動車およびライトバンなどで、車検証の名義が、障がい者本人か本人の親族又は日常的に介護している人である自動車です。（ただし、営業用の自動車は除きます。）全国の有料道路の一般料金が50%割引となります。ETCでも利用可能です。

※自立生活支援課で割引を受ける登録をしてください。身体障害者手帳、または愛の手帳、免許証（自ら運転する人のみ）、車検証が必要となります。ETC利用申請の場合はさらに、車載器管理番号と障がい者名義のETCカードが必要となります。

※令和5年3月27日から、事前登録がない自動車でも有料道路をご利用した場合も割引の対象となりました。詳細な利用方法については下記問合せ先にご連絡ください。

◆ 問合せ先 自立生活支援課相談支援係 電話：042-387-9841 FAX：042-384-2524

フェリー旅客運賃

対 象

身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳を持っている人とその介護人

内 容

心身障がい者や介護者がフェリーを利用する場合、運賃が割引になります。介護者の割引・割引対象船室等は会社により異なりますので、あらかじめ利用する船会社にお問い合わせください。

◆ 問合せ先 各フェリー会社

タクシー運賃

対 象

身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳を持っている人

内 容

メーター表示額より 10%割引となります（10 円未満は切り捨て）。乗車時に身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳を提示して料金割引を受ける旨を運転者に教えてください。

◆ 問合せ先 各タクシー会社

12 自動車

自動車改造費の助成

対 象

身体障害者手帳1・2級の上肢・下肢または体幹機能障がい者が、就労等のために自ら所有し運転する車を取得するとき、自動車の改造に要する経費が助成されます。ただし、所得制限があります。必ず事前に自立生活支援課へご相談下さい。

内 容

操向装置および駆動装置の改造に要する経費で133,900円以内の助成を受けられます。

◆ 問合せ先 自立生活支援課相談支援係 電話：042-387-9841 FAX：042-384-2524

自動車運転教習費用の助成

対 象

18歳以上で、次のいずれにも該当する人

- ① 運転免許適性試験に合格した、身体障害者手帳1～3級（ただし、内部障がい者は4級まで、下肢・体幹機能障がい者で歩行困難な人は5級まで対象となります）または、愛の手帳1～4度の人。
- ② 市内に3か月以上引き続いて居住されている人
- ③ 前年の所得税が40万円以下である人

内 容

自動車運転教習所入所料、技能講習料、学科講習料および教材費に相当する費用のうち、前年の所得税額に応じて A) 164,800円 B) 144,200円 C) 123,600円 のいずれかの助成が受けられます。必ず事前（入校前）に自立生活支援課へご相談下さい。

◆ 問合せ先 自立生活支援課相談支援係 電話：042-387-9841 FAX：042-384-2524
運転免許適性試験についての詳しい内容は警視庁府中運転免許試験場へ
電話：042-365-5656

自動車運転免許の無料講習

対 象

18歳以上の身体障がい者の方で、次のいずれにも該当する人

- ① 公共職業安定所に求職登録してある人
- ② 運転免許試験場の運転適性検査に合格した人
- ③ 身体障害者運転能力開発訓練センターが入所を認めた人

内 容

所定の教習料が無料となります。入所日は1月、4月、7月、10月の月で教習期間は3か月。宿泊施設もあります（障がいのある訓練生については無料、それ以外は有料）。

◆ 問合せ先 身体障害者運転能力開発訓練センター 通称東園（あずまえん）
月曜日定休日 電話：048-481-2711 FAX：048-481-6578
〒352-0023 埼玉県新座市堀ノ内2-1-46

自動車購入資金の貸付（生活福祉資金）

内 容

交通機関を利用することが著しく困難な障がいのある方に対し、自動車の購入資金が貸付けられます。

- ◆ 問合せ先 社会福祉協議会 電話：042-386-0294

自動車運転の技能習得費の貸付（生活福祉資金）

内 容

生計を営みまたは就職するために必要な自動車の運転免許を取得する場合、必要な経費が貸付けられます。

- ◆ 問合せ先 社会福祉協議会 電話：042-386-0294

国際シンボルマーク



※ このマークには「駐車禁止の対象除外」の法的効果はありません。

- ◆ 問合せ先 日本障害者リハビリテーション協会 電話：03-5273-0601
新宿区戸山 1-22-1

身体障がい者標識（障がい者マーク）

大型自動車免許（第一種）または普通自動車免許（第一種）を受けた人で、肢体（手足）不自由であることを理由に当該免許に条件を付されている人です。（道路交通法の一部改定により制定されました。）

購入方法

カー用品店、ホームセンター（店舗により取り扱っていないところもあります）または運転免許試験場内の東京交通安全協会売店で販売しています。

他の運転者の遵守事項

標識（マーク）を表示している普通自動車に対して、危険防止のためやむを得ない場合を除き、「幅寄せ」や「割り込み」をした場合には、道路交通法違反となります。

※ 車いすのマークから四つ葉のマークに変わりましたが、車いすマークを利用されている人は当面このまま利用できます。



聴覚障がい者標識（聴覚障がい者マーク）

普通自動車を運転することができる免許を受けた人で、政令で定める程度の聴覚障がいのあることを理由に当該免許に条件を付されている人です。

購入方法や他の運転手の遵守事項については、身体障がい者標識に準じたものになります。

※ こちらの標識については、表示しない場合道路交通法違反となります。



駐車禁止の対象除外

内 容

障がいのある人が自ら運転する場合または家族などの運転する車に同乗した場合、公安委員会が交付するステッカー（駐車禁止除外標章）を車の前面左側に掲示することで、駐車禁止の規制から除外される場合があります。手続き等については、小金井警察署にお問い合わせください。

身体障がい者等用駐車禁止対象除外

手帳種別	障がい区分	等級	
身体障がい者手帳	視覚障がい	1級から3級までの各級又は4級の1	
	聴覚障がい	2級又は3級	
	平行機能障がい	3級	
	肢体不自由	上肢機能障がい	1級、2級の1又は2級の2
		下肢機能障がい	1級から4級までの各級
		体幹機能障がい	1級から3級までの各級
		運動機能障がい	上肢機能
	移動機能		1級から4級までの各級
		心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸機能障がい	1級又は3級
		免疫機能障がい	1級から3級までの各級
	肝臓機能障がい	1級から3級までの各級	
	（再認定審査が指定されている方は、再認定審査が終了している方）		
戦傷病者手帳	上肢、下肢機能障がい、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、肝臓機能障がい	特別項症から第3項症までの各級	
	視覚、聴覚、平衡、体幹機能障がい	特別項症から第4項症までの各級	
愛の手帳 （療育手帳）	1度又は2度		
	（3・6・12・18歳に達したときの更新申請が終了している方）		
精神障害者 保健福祉手帳	1級		
	（精神通院医療に係る自立支援医療費の支給を受けている方）		
小児慢性 疾患児手帳	（色素性乾皮症の認定を受けている方）		

※ 申請時に住民票が必要になります。

◆ 問合せ先 小金井警察署交通規制係 電話：042-381-0110

13 職 業

小金井市障害者就労支援センター エンジョイワーク・こころ

対 象

小金井市在住で、就労を希望する障がいのある人。障がい種別・手帳の有無を問いません。

内 容

知的・身体・精神、3障がい対応で就労支援を行っています。

- ① ハローワークへの同行や情報の提供、制度の紹介や活用、面接や履歴書作成等の働くための準備。
- ② ショップコーチ利用や職場訪問等の職場定着支援。
- ③ 事業主からの雇用に関する相談もお受けいたします。

- ◆ **問合せ先** 小金井市障害者就労支援センター 電話：042-387-9866
小金井市役所第二庁舎1階 FAX：042-380-7765

職場適応訓練

障がいのある人の能力に適した作業に適応できるよう、都が事業主に訓練を委託して行います。

障がいのある人には訓練手当、事業主には、委託費が支給されます。

訓練期間

6か月（重度の人は1年）

- ◆ **問合せ先** 立川公共職業安定所（ハローワーク立川） 電話：042-525-8624
立川市錦町 1-9-21

職業訓練

(1) 東京障害者職業能力開発校

対 象

一般の職業能力開発センターで職業訓練を受けることが困難な、身体障がい者、精神障がい者、発達障がい者及び知的障がい者

訓練科目

ビジネスアプリ開発、ビジネス総合事務、グラフィックDTP、ものづくり技術、建築CAD、製パン、調理・清掃サービス、オフィスワーク、職域開発、就業支援、実務作業、OA実務

費 用

無料。ただし、食費は自己負担。

- ◆ **問合せ先** 東京障害者職業能力開発校 電話：042-341-1427
FAX：042-341-1451
〒187-0035 小平市小川西町 2-34-1

(2) (公財)東京しごと財団障害者就業支援事業

内 容

障がい者の方の就業促進を図るため、地域の就労支援機関等と連携し、セミナー、企業見学、職場体験、職業訓練等の様々な事業を行っています。

◆ 問合せ先

(公財)東京しごと財団障害者就業支課 電話：03-5211-2681 FAX：03-5211-5463
〒102-0072 千代田区飯田橋 3-10-3 東京しごとセンター8階

雇用保険法による失業等給付

障がいのある雇用労働者が失業した場合に、失業給付（基本手当）の所定給付日数が一般労働者にくらべ手厚くされています。また、一定の要件を満たす就職をした場合、常用就職支度手当等が支給されます。

- ◆ 問合せ先 立川公共職業安定所（ハローワーク立川） 電話：042-525-8605
立川市錦町 1-9-21

就職等の支度に必要な資金の貸付（生活福祉資金）

内 容

障がいのある人の世帯で生業を営む資金、就職の支度費および技能習得のための資金が低利で貸付けられます。

- ◆ 問合せ先 社会福祉協議会 電話：042-386-0294

手話による職業相談

対 象

聴覚障がい者

内 容

公共職業安定所（ハローワーク）で月3回～4回、日を定めて、手話通訳者を配置し職業相談を行っています。（立川は木曜日・午後2時から4時）

- ◆ 問合せ先 立川公共職業安定所（ハローワーク立川） FAX：042-521-4367
電話：042-525-8624
立川市錦町 1-9-21



14 日常生活の援助

訪問入浴サービス

対 象

在宅で市内に住所があり、次のいずれにも該当する人

- ① 身体障害者手帳1級または2級の人
- ② 主治医が入浴可能と認めた人
- ③ 他の方法で入浴が困難な人

内 容

おおむね週に1回入浴巡回車を派遣し、組立式浴槽を使って入浴の介助を行います。本人および扶養義務者の所得により一部負担金があります。

◆ **問合せ先** 自立生活支援課相談支援係 電話：042-387-9841 FAX：042-384-2524

NHK テレビ受信料（証明書の交付）

内 容

- (1) 次の場合は全額免除になります。

「身体障がい者」「知的障がい者」「精神障がい者」が世帯構成員であり、世帯全員が住民税非課税の場合

- (2) 次の場合は半額免除となります。

- ① 視覚・聴覚障がい者が世帯主の場合
- ② 重度の障がいがある人（身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者）が世帯主の場合

◆ **問合せ先**

- (1) 証明書の交付

自立生活支援課相談支援係 電話：042-387-9841 FAX：042-384-2524

※ 手帳と印鑑を持参してください。

- (2) 申請

NHK 西東京営業センター 電話：042-528-6000

立川市曙町2-22-20 立川センタービル12F

寝具乾燥

内 容

寝具の乾燥が困難な重度心身障がい者に対し、寝具の乾燥を業者を通して行います。原則として月1回、費用は無料です。

◆ **問合せ先** 自立生活支援課相談支援係 電話：042-387-9841 FAX：042-384-2524

リフトタクシー

対 象

市内に住所があり、車いすや寝たきり等の状態にあって一般の交通手段を利用するのが困難な人

内 容

市と提携したタクシー会社が運行するリフト・寝台車を大型タクシー運賃額で利用できます。迎車料金はかかりません。

- ◆ **申込み先** つくば観光交通(株)リフトタクシー係 電話：042-360-8989
- ◆ **問合せ先** 自立生活支援課障害福祉係 電話：042-387-9842 FAX：042-384-2524

重度身体障がい者救急通報システム

対 象

市内に住所があり、ひとり暮らし等の在宅重度身体障がい者及び難病患者

内 容

家庭内で病気や事故などの緊急事態が発生した時に無線発信機を用いて東京消防庁に通報し、あらかじめ組織された地域の協力員に援助をお願いするシステムです。

- ◆ **問合せ先** 自立生活支援課相談支援係 電話：042-387-9841 FAX：042-384-2524

緊急通報カード・緊急メール通報

対 象

聴覚障がい者、音声・言語機能障がい者

内 容

聴覚障がい者等が緊急時に東京消防庁、警視庁の電話ファックスに通報することにより、東京消防庁、警視庁の適切な対応が受けられるようにしたシステムです。利用希望の人は、自立生活支援課に「緊急通報カード」を取りにきてください。また東京消防庁へは携帯電話等からeメールを利用した緊急通報もできます。

- ◆ **問合せ先** 小金井消防署 電話：042-384-0119（代） FAX：042-385-9918
自立生活支援課相談支援係 電話：042-387-9841 FAX：042-384-2524

水道料金の減免

対 象

- ① 児童扶養手当を受けている人（子育て支援課）
- ② 特別児童扶養手当を受けている人（自立生活支援課）

内 容

申請により、基本料金と1か月あたり使用水量の10立方メートルまでの従量料金を減免します。

- ◆ **問合せ先** 東京都水道局多摩お客様センター
電話：0570-091-100（ナビダイヤル） 042-548-5110

下水道料金の減免

対 象

- (1) 身体障害者手帳所持者が世帯主で前年度の市民税所得割が非課税であり、水道メーターを当該世帯単独で使用している人が使用者（使用名義人）として下水を排除する場合。ただし、他の人の扶養親族となっている人を除く。
- (2) 愛の手帳所持者がいる世帯で、世帯主の前年度の市民税所得割が非課税であり、水道メーターを当該世帯単独で使用している人が使用者として下水を排除する場合。

内 容

お支払いいただいた下水道料金のうち、一月につき基本使用料に相当する金額を限度として使用した額（基本使用料分）を翌年度に還付します。ただし、滞納がある場合は、その年度については減免の対象外となる場合があります。

◆ **問合せ先** 下水道課業務設備係 電話：042-387-9828 FAX：042-387-7222

児童発達支援事業保護者等補助金

対 象

児童福祉法に基づく児童発達支援を利用する、4月1日時点において満3歳以上の幼児

内 容

サービスを利用した際に提供を受けた給食の費用について、月額7,500円を限度に補助します。対象者にお知らせを送付しますので、給食費の領収書を添付の上申請書を提出してください。

◆ **問合せ先** 自立生活支援課 電話：042-387-9841 FAX：042-384-2524

ごみ指定収集袋の無料交付

対 象

対象となる世帯	ご持参いただくもの
身体障害者手帳1級・2級の交付を受けている人が属する世帯で、世帯員全員の前年度の市民税が非課税である世帯	印鑑 身体障害者手帳
愛の手帳(療育手帳)1度・2度の交付を受けている人が属する世帯で、世帯員全員の前年度の市民税が非課税である世帯	印鑑 愛の手帳(療育手帳)
精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている人が属する世帯で、世帯員全員の前年度の市民税が非課税である世帯	印鑑 精神障害者保健福祉手帳
特別児童扶養手当の支給を受けている人の世帯	印鑑 特別児童扶養手当証書

内 容

ごみ指定収集袋を一定枚数無料で交付します。対象となる世帯の人は、ごみ対策課窓口で申請してください。交付枚数等、詳しくはごみ対策課にお問い合わせください。

◆ **問合せ先** ごみ対策課減量推進係 電話：042-387-9854

ふれあい収集

対 象

対象となる世帯	ご持参いただくもの
介護保険の要介護状態区分が要介護3から5のいずれかである高齢者	介護保険被保険者証の写し
身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている人	身体障害者手帳の写し
精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている人	精神障害者保健福祉手帳の写し
愛の手帳1度又は2度の交付を受けている人	愛の手帳の写し
その他市長が必要と認める世帯	介助又は介護を要する程度が分かる写し

内 容

上記に該当する人のみの世帯で、ごみ出しが困難な世帯を対象に個別に訪問し、家庭ごみを収集します。詳しくはお問合せください。

◆ **問合せ先** ごみ対策課清掃係 電話：042-387-9835

電話番号の無料案内

対 象

(1) 身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人

ただし、身体障害者手帳については、視覚障がい1～6級、肢体不自由（上肢）（体幹）（脳原性運動機能障がい）1・2級に限ります。

内 容

電話番号案内を無料で利用できます。最寄りのNTT 支店営業所で手続きしてください。

◆ **問合せ先** NTT 営業所 電話：局番なし116

携帯電話料金の割引

対 象

身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人

内 容

通話料金の割引があります。

◆ **問合せ先** 各携帯電話会社

市営有料自転車駐車場定期利用料の割引

対 象

身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人

内 容

市営自転車駐車場の定期使用の料金が半額となります。自転車駐車場の場所等詳しくはお問い合わせください。

◆ **問合せ先** （社）小金井市シルバー人材センター
電話：0422-27-7117 FAX：0422-27-7476

配食サービス

対 象

市内在住の精神の疾患により調理が困難な人で、次のいずれかに該当する一人暮らし又はそれに準ずる人

- (1) 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人
- (2) 障害基礎年金又は特別障害給付金を受給している人

内 容

精神に障がいのある人の自立と食生活の質の確保を図り、併せて安否の確認をすることを目的に、月曜日から金曜日の週5日の中で、必要と認められた曜日の夕食を届けます。（1食当たり200円又は400円の自己負担があります。）

◆ **問合せ先** 自立生活支援課相談支援係 電話：387-9841 FAX：384-2524

ヘルプカードの配布

支援を必要とする人が周囲に支援を求める手段として、ヘルプカードおよびヘルプ手帳を配布します。

対 象

市内在住在勤で次のいずれかに該当する人

- ① 障害者手帳をお持ちの人等 ② 難病者福祉手当を受給している人

内 容

ヘルプカード等は、障がいなどのある人で自分から「困った」となかなか伝えられない人たちと地域の人を結ぶ手段です。

配布場所

自立生活支援課窓口

◆ **問合せ先** 自立生活支援課障害福祉係
電話：042-387-9848 FAX：042-384-2524

＝ 視覚障がい者の援助 ＝

身体障がい者補助犬の給付

対 象

都内におおむね1年以上居住する18歳以上の人で

- ① 盲導犬 視覚障がい1級の人 ② 介助犬 肢体不自由1、2級の人
③ 聴導犬 聴覚障がい2級の人

内 容

費用は無料。飼育費等は自己負担。

◆ **問合せ先** (盲導犬) アイメイト協会 電話：03-3920-6162
日本盲導犬協会 電話：045-590-1595

日常生活訓練

対 象

都内に居住し、家庭内での日常生活に著しい制限を受けている在宅視覚障がい者

内 容

家事の基本(調理・裁縫)、趣味・教養に関する講座(生け花・手芸等)、通常の家生活において必要とされるもの(講習会等による訓練)

無料(テキスト代、教材費は受講者負担)

◆ **問合せ先** 東京都盲人福祉協会 電話：03-3208-9001 FAX：03-3208-9005
新宿区高田馬場1-9-23 東京都盲人福祉センター内

中途失明者緊急生活訓練

対 象

身体障害者手帳を所持する都内の在宅視覚障がい者(原則として18歳以上)

内 容

指導員が訪問し、点字指導・歩行訓練・日常生活訓練および生活上の相談・助言等を行なう無料（訓練に要する材料費等は原則として受講者負担）

◆ **問合せ先** 東京都盲人福祉協会 電話：03-3208-9001 FAX：03-3208-9005

点字録音刊行物作成配布事業

対 象

身体障害者手帳を所持する都内の在宅視覚障がい者（原則として18歳以上）

内 容

都政刊行物の中から視覚障がい者が社会生活を営む上で必要な情報を点字本またはカセットテープで作成し配布します。

◆ **問合せ先** 東京都盲人福祉協会 電話：03-3208-9001 FAX：03-3208-9005

盲青年等社会生活教室

対 象

都内に居住し、身体障害者手帳を所持する青年及び高齢の視覚障がい者

内 容

社会生活に必要な知識の習得や体験交流等（講習会等による訓練）
無料（訓練に要する材料費等は原則として受講者負担）

◆ **問合せ先** 東京都盲人福祉協会 電話：03-3208-9001 FAX：03-3208-9005

パソコン教室

対 象

身体障害者手帳を所持する都内の在宅視覚障がい者（原則として18歳以上）

内 容

パソコン操作に必要な知識と技能を指導

◆ **問合せ先** 東京都盲人福祉協会 *PC教室直通 電話：03-3208-9070

点字即時情報ネットワーク事業

対 象

身体障害者手帳を所持する都内の在住、在勤の視覚障がい者（原則として18歳以上）

内 容

- ① 新聞等からの記事を点字化し月～金曜日に配布
- ② 電話ナビゲーションシステムにより①の情報を音声提供

◆ **問合せ先** 東京都盲人福祉協会 電話：03-3208-9001 FAX：03-3208-9005

点字講習

義務教育を修了した15歳以上の ① 身体障害者手帳を持つ視覚障がい者 ② 将来、失明の恐れのある人に、年約50日の講義を行います。（無料）

ただし、盲学校在学学生は除きます。

- ◆ **問合せ先** 東京ヘレン・ケラー協会 電話：03-3200-0525
新宿区大久保 3-14-20

盲ろう者通訳派遣事業

盲ろう者の通訳者の派遣 コミュニケーション方法の講習など

- ◆ **問合せ先** 東京盲ろう者友の会 電話：03-6228-1281 FAX：03-6228-1283
新宿区岩戸町 4-87 ビルディング岩戸町2階

あん摩・はり・きゅう師（三療師）の資格養成

義務教育を修了した15歳以上の視覚障がい者にあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の資格試験受験資格を得るための講習（ヘレン・ケラー学院において、中学卒業課程と高校卒業課程があります）を行います。申し込みは12月～1月の間。

- ・ 中学卒業課程・・・あん摩・マッサージ・指圧科3年
（修了後） はり・きゅう科2年
- ・ 高校卒業課程・・・あん摩・マッサージ・指圧
はり・きゅう科3年

- ◆ **問合せ先** 東京ヘレン・ケラー協会 電話：03-3200-0525
新宿区大久保 3-14-20

視覚障がい者日常生活情報点訳等サービス

対 象

都内在住、在勤の身体障害者手帳を持っている視覚障がい者

内 容

視覚障がい者の日常生活上の文章（手紙、パンフレットなど）の点訳、墨訳、対面朗読およびファックスによる電話朗読サービスを行います。費用は無料。対面朗読サービスを録音される場合は、録音テープを持参してください。ファックスによる電話朗読時の電話の費用等は自己負担となります。利用するときは、電話等により来館日時を予約してください。

- ◆ **問合せ先** 東京都障害者福祉会館 電話：03-3455-6321 FAX：03-3453-6550
港区芝 5-18-2

中途失明者点字教室

都内在住の中途失明者を対象とした教室を火、木曜日の週2回行っています。（無料）

- ◆ **問合せ先** 日本点字図書館 電話：03-3209-0241
新宿区高田馬場 1-23-4

視覚障がい者用図書レファレンスサービス

対 象

都内に在住、在勤、在宅している視覚障がい者

内 容

都内の点字図書館、公共図書館にある点字・録音図書などの視覚障がい者用図書の利用や三療関係新刊墨字図書に関する情報の提供をします。費用は無料。ただし、点字や録音テープで情報提供を希望されるときは点字用紙、録音テープは自己負担となります。

- ◆ **問合せ先** 日本点字図書館 電話：03-3209-0241
新宿区高田馬場 1-23-4

点字図書館

事業内容

- ① 点字図書・録音図書の製作、貸出 ② 盲人生活用具の研究開発の普及
- ③ 点字奉仕員、朗読奉仕員の養成、点訳など。

- ◆ **所在地** 日本点字図書館 電話：03-3209-0241
新宿区高田馬場 1-23-4
東京ヘレン・ケラー協会点字図書館 電話：03-3200-0987
新宿区大久保 3-14-20 FAX：03-3200-0982

希望点字・録音図書の製作

対 象

都内在住、在勤、在学している視覚障がい者

内 容

個人から希望のあった教養、専門図書などを点訳・録音して郵送します。費用は無料。ただし、図書原本、点字用紙、製本、録音テープの費用は自己負担となります。

- ◆ **問合せ先** 日本点字図書館 電話：03-3209-0241
新宿区高田馬場 1-23-4

録音図書・点字図書の貸出し

内 容

市立図書館では録音図書および点字図書の作成・貸出、対面朗読サービスを行っています。又、市民を対象に点字講習会、音訳講習会を隔年毎に実施しています。

- ◆ **問合せ先** 小金井市立図書館 電話：042-383-1138

点字図書給付事業

対 象

常時点字を使用する視覚障がい者

内 容

点字出版施設で製作した点字図書のうち雑誌・娯楽書を除いた点字図書を給付します。一般図書の価格相当額が自己負担になります。

- ◆ **問合せ先** 自立生活支援課相談支援係 電話：042-378-9841 FAX：042-384-2524

郵便料金の減免

内 容

① 点字郵便物で一部開封のものは無料 ② 盲人用録音物または点字用紙で、点字図書などの指定盲人施設で発受する郵便物は無料 ③ 点字小包、心身障がい者用書籍小包（図書館の発受する図書）は、半額免除 ④ 聴覚障がい者用ビデオテープ（画像に字幕または手話を挿入したもの）等の小包で、郵政大臣の指定を受けた障がい者福祉施設で発受するものは、半額免除 ⑤ 心身障がい者団体発行の第三種郵便物は、許可条件および料金に特例が設けられています。

◆ **問合せ先** 小金井郵便局 電話：0570-943-019

官製はがき（青い鳥ハガキ）の無償配布

対 象

身体障害者手帳 1・2 級の人、愛の手帳 1・2 度（療育手帳 A）の人

内 容

年 1 回、4 月発売日～5 月末日に官製はがき 20 枚を無償配布します。（申し込みは 4 月 1 日から受付）

◆ **問合せ先** 小金井郵便局 電話：0570-943-019

広報東京都・都議会だより（点字版・音声版）

毎月 1 回発行の都政ニュース「広報東京都」、また都議会開催ごとに年 5 回発行される「都議会だより」の点字版・音声版（テープ・デジター）を無料で郵送します。点字版は点字の読める人、音声版は点字の読めない人が対象です。

◆ **問合せ先** 広報東京都・・・東京都生活文化局広報広聴部広報課 電話：03-5388-3093
都議会だより・・・東京都議会局管理部広報課 電話：03-5320-7126

声の広報

月 2 回発行する「市報こがねい」をデジターやオーディオ CD に収録し希望者に郵送します。

◆ **問合せ先** 広報秘書課広報係 電話：042-387-9803

声の議会だより

定例会ごとに発行する「議会だより」をデジターやオーディオ CD に収録し希望者に郵送します。

◆ **問合せ先** 議会事務局議事係 電話：042-387-9947

音声版選挙公報

身体障害者手帳を所有し、視覚に障がいのある希望者に、選挙の際に発行する「音声版選挙公報」をオーディオ CD に収録し郵送します。

◆ **問合せ先** 選挙管理委員会事務局 電話：042-387-9881

視覚障がい者用活字読上げ装置

市では、音声コード内の情報を音声として読み上げることができる視覚障がい者用活字読上げ装置（テルミー）を市内 4 箇所に設置しています。ご利用ください。

設置場所：自立生活支援課、障害者福祉センター、図書館本館、小金井市社会福祉協議会

- ◆ **問合せ先** 自立生活支援課相談支援係 電話：042-387-9841 FAX：042-384-2524

＝聴覚障がい者等の援助＝

手話通訳者・要約筆記者派遣

聴覚障がい者等に市又は東京手話通訳等派遣センターから手話通訳者、要約筆記者（東京手話通訳等派遣センターのみ）を派遣し、意思疎通を円滑にします。（利用は無料。ただし派遣者の交通費等実費負担する場合があります。）

- ◆ **問合せ先** 自立生活支援課相談支援係 電話：042-387-9841 FAX：042-384-2524
東京手話通訳等派遣センター 電話：03-3352-3335
FAX：03-3354-6868

粗大ごみ・家電ファクス申し込み

聴覚に障がいのある方は、粗大ごみ収集及び家電収集をファクスで申し込みます。

受付時間：月～金 8:30～17:15 ※祝日も受付（ただし、年末年始は休み）

- ◆ **問合せ先** 粗大ごみ：小金井市粗大ごみ受付センター 電話：042-387-9829
家電：家電リサイクル受付センター 電話：042-383-0531

社会教育講座

日常生活、社会問題、一般教養、趣味などについて講座を開催しています。

(1) 視覚障がい者教養講座

対 象

都内在住・在勤・在学の視覚障がい者および関心のある方（晴眼者）

内 容

① 趣味コース ② 学習コース（各、おおむね月1回）

(2) 聴覚障がい者社会教養講座（昼の部・夜の部）

対 象

都内在住・在勤・在学の聴覚障がい者および関心のある方

内 容

① 日常生活 ② 社会問題 ③ 一般教養（年24回）

(3) 聴覚障がい者教室

対 象

都内在住・在勤の聴覚障がい者

内 容

① 国語教室（年30回） ② コミュニケーション教室（おおむね年10回）

◆ **問合せ先**

東京都教育庁地域教育支援部生涯学習課

電話：03-5320-6857 FAX：03-5388-1734

読話講習会

対 象

都内在住の18歳以上の中途失聴および難聴の人で、身体障害者手帳を持っている人

内 容

口唇の読み取りなどについて毎週1回（夜）30回（無料）

◆ 問合せ先

東京手話通訳等派遣センター 電話：03-3352-3335 FAX：03-3354-6868
新宿区新宿 2-15-27 第3ヒカリビル5F

聴覚障がい者用コミュニケーション機器の貸出し

対 象

都内在住の聴覚障がい者とその保護者および聴覚障がい者団体など

内 容

① オーバーヘッドプロジェクター ② 磁気ループ ③ ビデオプロジェクター

費用は無料。ただし、搬送料などは自己負担となります。

◆ 問合せ先

東京聴覚障害者自立支援センター 電話：03-5464-6058 FAX：03-5464-6059
渋谷区東 1-23-3

吃音者発声訓練

15歳以上の吃音者に、発声訓練、話し方研究、グループワークなどの講習を行います。（無料）

◆ 問合せ先 東京言友会 電話：03-3942-9436

豊島区南大塚 1-30-15

小中高校生の吃音のつどい

内 容

吃音を持つ小学生、中学生、高校生とその保護者を対象に、年4回イベントを開催しています。

◆ 問合せ先 東京言友会 電話：03-3942-9436

豊島区南大塚 1-30-15

喉頭摘出者発声教室

疾病などで喉頭を摘出し音声機能を喪失した人に、食道発声法を中心として人工喉頭、電気発声器などによる発声訓練を行います。

◆ 問合せ先 社団法人銀鈴会 電話：03-3436-1820 FAX：03-3436-3497

港区新橋 5-7-13 ビュロー新橋 901

中等度難聴児発達支援事業

身体障害者手帳の交付対象とならない中等度の難聴児に補聴器及び補聴システム（ワイヤレスマイク等。以下「補聴器等」という。）購入費の一部を助成します。

対 象

次のいずれにも該当する児童

- ① 市内に居住する18歳未満の児童
- ② 聴覚障がいに係る身体障害者手帳の交付対象となる聴力でない児童
- ③ 両耳の聴力レベルが概ね30dB以上であり、補聴器等の装用により言語の習得等一定の効果が期待できると医師が判断する児童
- ④ 当該児童の属する世帯に区市町村民税の所得割額が46万円以上の人がいない児童
- ⑤ 他の制度により補聴器等の購入費の助成又は給付等を受けていない児童

内 容

補聴器等の購入費と助成基準額を比較して、少ない方の額の9割（生活保護世帯、区市町村民税が非課税の世帯は10割）を助成します。購入前に申請が必要となりますので、自立生活支援課にご相談ください。

◆ **問合せ先** 自立生活支援課相談支援係 電話：042-387-9841 FAX：042-384-2524

＝重症心身障がい児等事業＝

重症心身障がい児（者）等在宅レスパイト事業

重症心身障がい児（者）等の健康の保持及び介護する家族等の介護に係る負担の軽減を図るため、利用対象者の居宅に訪問看護事業所から看護師等を派遣し、医療的なケア、食事、排泄等の療養上必要な介護等を一定時間代替する事業です。

対 象

利用対象者は、市内に在住し、家族等による介護を受け在宅で生活している65歳未満の方のうち、主治医の指示の下、現に訪問看護サービスを利用している方であって、次のいずれかに該当する方

- ① 医療的なケアを必要とし、18歳に達するまでに、愛の手帳1度又は2度程度の知的障がいがあり、かつ、身体障害者手帳1級又は2級程度の身体障がい（自ら歩行することができない程度の肢体不自由に限る。）のある方
- ② 日常生活を営むために次の表に掲げるいずれかの医療的なケアを必要とする18歳未満の障がい児

1 人工呼吸器管理（毎日行うカフマシン、NIPPV及びCPAPを含む。）
2 気管内挿管又は気管切開
3 鼻咽頭エアウェイ
4 酸素吸入
5 1日当たり6回以上の吸引
6 ネブライザー（1日当たり6回以上の使用又は1回当たり2時間以上の定期的な使用に限る。）
7 中心静脈栄養（IVH）
8 経管（経鼻及び胃ろうを含む。）
9 腸ろう又は腸管栄養

10 継続的な透析（ ^{かん} 腹膜灌流を含む。）
11 1日当たり3回以上の定期導尿（人工膀胱を含む。）
12 人工肛門

内 容

利用対象者の居宅に訪問看護事業所から看護師等を派遣し、御家族が日頃行っている医療的なケア、食事、排泄等の療養上必要な介助等を御家族に替わって提供します。調理、洗濯等の家事支援や入浴、外出を伴う介護は行いません。

※ サービスを提供する訪問看護事業所は、現に利用対象者が利用している訪問看護事業所となります。

① 派遣時間

1回につき2時間から4時間までの範囲で、30分単位での利用となります。

1年度（4月から翌年3月）の間に288時間を上限とします。（日数制限なし）

② 利用者負担

世帯の課税状況等、利用時間に応じて自己負担があります。

◆ **問合せ先** 自立生活支援課相談支援係 電話：042-387-9841 FAX：042-384-2524

在宅重症心身障がい児（者）訪問看護

重症心身障がいがある人を看護師が訪問し、療養上の介護や看護に関する指導、助言を行います。

対 象

在宅で常に医療ケアが必要な重度の知的障がいと肢体不自由の重複障がい者であり、18歳未満でその状態になった人

◆ **問合せ先** 多摩府中保健所 電話：042-362-2334

15 社会参加

市立施設の使用料の割引

対 象

身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人およびその介護者

内 容

使用料の半額割引

- ◆ **施設名** 総合体育館・栗山公園健康運動センター・滄浪泉園・清里少年自然の家
はけの森美術館

※はけの森美術館は、障害者手帳の提示された方及び付き添い人1名まで無料

都立施設の入場料

対 象

身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳を持っている人とその必要な範囲の介護者が無料で入園できます。

内 容

公園などの窓口に手帳を提示すれば無料で入場できます。また、車いすの貸出しも行っています。なお、都立公園では有料駐車場が無料で利用できるところがあります。

- ◆ **施設名** 浜離宮恩賜庭園・旧芝離宮恩賜庭園・清澄庭園・小石川後樂園・六義園・向島百花園・旧古河庭園・殿ヶ谷戸庭園・神代植物公園・東京湾野鳥公園・多摩動物公園・恩賜上野動物園・井の頭自然文化園・夢の島熱帯植物館・葛西臨海水族園・東京都江戸東京博物館・東京都写真美術館・旧岩崎邸庭園 江戸東京たてもの園

車いすの貸出し

障がいのある人や高齢者などで車いすが必要な人に貸出します。貸出期間は、1か月未満で年3回まで。利用料は、月700円となります。介護保険制度や障害者総合支援法で市から車いすの支給を受けられない人で、入院、入所中でない方が対象となります。

- ◆ **問合せ先** 小金井ボランティア・市民活動センター 電話：042-387-0011

郵便による投票

「郵便投票証明書」の交付を受けておきますと、選挙のつと必要な書類を送りますので郵便による投票ができます。

対象者は次の障がいに該当する方です。

- ①身体障害者手帳をお持ちの方：障がい程度が、両下肢・体幹・移動機能の障がいは1・2級、心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障がいは1・3級、免疫・肝臓の障がいは1～3級と記載されている方
- ②戦傷病者手帳をお持ちの方で、障がいの程度が、両下肢・体幹の障がいは特別項症・第1～2項症、心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障がいは特別項症・第1～3項症と記載されている方
- ③介護保険の被保険者証に要介護状態区分が要介護5と記載されている方

- ◆ **問合せ先** 選挙管理委員会事務局 電話：042-387-9881

代理投票

障がいのある人などで、代理で投票を希望する人は、本人が投票所で申し出れば代理で投票できます。

- ◆ **問合せ先** 選挙管理委員会事務局 電話：042-387-9881

点字投票

視力障がいで、点字で投票をする人は、本人が投票所で申し出れば、点字で投票できます。

- ◆ **問合せ先** 選挙管理委員会事務局 電話：042-387-9881

東京都障害者スポーツセンター

障がいのある人の社会参加の促進を図るためスポーツ・レクリエーション、研修会等の場を提供する施設。区部に東京都障害者総合スポーツセンター、市部に東京都多摩障害者スポーツセンターがあります。

対 象

障がいのある人、ボランティアおよび介護者など障がいのある人の福祉の増進を目的とする関係者

事業内容

① スポーツ施設などの利用公開 ② 障がいのある人のスポーツ・レクリエーション活動の指導
③ 講習会などの開催 ④ スポーツ・レクリエーション行事の実施 ⑤ 障がい者福祉情報の提供
⑥ 宿泊施設特に障害者総合スポーツセンターは運動場、洋弓場、庭球場、スポーツ広場などの屋外施設を備えています。

利 用 料

無料。ただし、宿泊は障がいのある人および介護人1人まで1泊1,500円、その他2,000円

利用時間

9時～21時。ただし、次の施設は次のとおりです。① 体育館・トレーニング室・卓球室 9時～20時30分 ② プール 10時～20時30分 ③ 運動場・洋弓場・庭球場、スポーツ広場 9時～18時30分（4月1日～8月31日）、9時～17時（9月1日～3月31日） ④ 宿泊室 15時～翌日10時

休 館 日

水曜日（祝日のときは木曜日）、祝日の翌日（土・日曜日または休日のときは開館）年末年始

利用方法

- ① 個人利用 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳を持参し、利用登録
- ② 団体利用施設予約後、利用申請書を提出して利用承認を受けます。（3か月前から予約可）
- ③ 宿泊室 3か月前から予約受付

- ◆ **所在地**

東京都多摩障害者スポーツセンター 電話：042-573-3811 FAX：042-574-8579

〒186-0003 国立市富士見台2-1-1

東京都障害者総合スポーツセンター 電話：03-3907-5631 FAX：03-3907-5613

〒114-0033 北区十条台1-2-2

東京都障害者休養ホーム

障がいのある人が家族や仲間の人とくつろげる保養施設を指定し、その施設を利用した人の宿泊料を一部助成します。自立生活支援課窓口にある利用申込書により、日本チャリティ協会（新宿区新宿1-18-12 柳田ビル3階 電話：03-3353-5942 FAX：03-3359-7964 聴覚障がい者専用）へお申込みください。

対 象

都内に住所を有し、身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人と、付き添い人1名。

内 容

利用料金のうち障がいのある人一人一泊につき大人 6,490 円、子供 5,770 円、付き添い人一人一泊につき大人 3,250 円を限度に助成します。（年度で2泊まで）あらかじめ、空き状況を同協会に問い合わせてください。パンフレットと申込書は自立生活支援課にあります。

受付締め切り：団体一利用日の3週間前、個人一利用日の2週間前

◆ **問合せ先** 自立生活支援課相談支援係 電話：042-387-9841 FAX：042-384-2524

青年学級みんなの会

内 容

社会に出た心身に障がいのある青年、成人（愛の手帳をお持ちの方）が月2回集まって仲間づくり、実際生活に必要な知識及び技能を習得し、一般教養を向上させるよう活動を行っています。（おおむね第2、第4日曜日午後に集まります）

◆ **問合せ先** 公民館本館 電話：042-383-1184 FAX：042-387-1226

精神障がい回復途上者デイケア事業

内 容

心に病を抱える方達が、仲間と一緒に楽しい雰囲気の中で、助け合いながらレクリエーションや話し合い等を経験し、日常生活への対応に必要な訓練やその他の援助を行います。

対 象

主に統合失調症により通院治療を受けている人で、利用が必要と認められた方

◆ **問合せ先** 自立生活支援課相談支援係 電話：042-387-9841 FAX：042-384-2524

16 小金井市障害者福祉センター

小金井市障害者福祉センター（センターグリーンピア）

市内に在住する障がいのある人が地域社会でその人らしく豊かな生活が送れることを目的として、一般就労の困難な障がい者を対象とした訓練や入浴などの生活介護事業・機能訓練事業や各種相談や講習講座・施設提供など地域コミュニティの場としての事業を実施しています。

事業内容

障害者総合支援法内事業

- ◇ 生活介護事業（定員 35 名）
常時介護を必要とする利用者に対して介護支援を行い、創作的活動や生産活動を通じて地域社会で生活する力を育み、自立のための支援を行います。
- ◇ 自立訓練（機能訓練）事業（定員 20 名）
自立した日常生活または社会生活を営むことができるように、障がい者の身体機能または生活能力の維持と向上を図るため、専門職による訓練を行います。
理学療法、作業療法、言語療法を実施しています。
- ◇ 日中一時支援事業（地域生活支援事業、定員 2 名）
障がいのある人の日中における活動の場を確保し、障がいのある人の家族に向けた就労支援及び障がいのある人を日常的に介護している家族への一時的な休息を支援します。

身体障害者福祉センター事業

- ◇ 入浴サービス
自宅で入浴が困難な重度身体障がい者（児）を対象に、介護付き特殊浴槽入浴サービスを実施しています。
- ◇ 給食サービス
センター利用者および市内の通所障がい者事業所利用者を対象に、給食の提供と配食を実施しています。
- ◇ 送迎サービス
センター利用者で自力通所が困難な人を対象にリフト付送迎バスを運行しています。
- ◇ 緊急一時保護事業（定員 2 名）
保護者やその家族が疾病や事故、冠婚葬祭等の理由により、一時的に障がいのある人の在宅介護が不可能になった場合に利用できます。宿泊利用の場合は連続 5 日間を限度とします。利用にあたってはあらかじめ利用登録をする必要があります。詳細については、自立生活支援課相談支援係または障害者福祉センターへお問い合わせください。
- ◇ 専門家相談事業
専門家による医療・療育・機能訓練などの相談を実施しています。

相 談 種 別	相 談 日
機 能 訓 練 療 法 士 相 談	毎週月・木曜日 随時
内 科 医 相 談	毎月第1水曜日 午後1時～3時
整 形 外 科 医 相 談	毎月第3木曜日 午後1時～3時
精 神 科 医 相 談	毎月第4木曜日 午後1時半～3時半

※相談を希望される人は、電話やファックス等で相談予約を入れて下さい。

◇ 講習・講座事業

障がいのある人をはじめ多くの市民を対象とした、福祉の啓蒙、文化・教養の啓発を目的とした各種講習・講座を開催しています。

創作的活動・・・・・・・・市内在住の障がいのある人を対象に実施しています。

レザークラフト講習 毎週火曜日 午後1時～3時

絵画講習 毎週金曜日 午後1時～3時

手話講習会・・・・・・・・市内在住・在勤の人を対象に聴覚に障がいのある人への理解と手話の普及のため開催しています。

初級・中級クラス 毎週金曜日の昼間・夜間

上級クラス 毎週土曜日の昼間

養成クラス 毎週木曜日の夜間

(上級・養成クラスの受講に当たっては選考試験があります。)

◇ 施設貸出事業

地域に開かれた施設の一環として、障がいのある人・福祉団体等を対象に施設の提供を行っています。

提供施設・・・・・・・・◆ 社会適応訓練室 ◆ 食堂兼集会室

利用時間・・・・・・・・午前9時～午後9時

※ 施設貸出事業は、他の事業の実施状況により、ご利用できないことがあります。

◆ 問合せ先 自立生活支援課相談支援係

電話：042-387-9841 FAX：042-384-2524

小金井市障害者福祉センター

電話：042-381-8411 FAX：042-383-8488

※ 生活介護、機能訓練、入浴サービス、日中一時支援の申請先は自立生活支援課相談支援係です。一部、障害者総合支援法と介護保険制度との重複事業がありますので、ご利用を希望される人は、あらかじめお問合せ下さい。

小金井市障害者地域自立生活支援センター（障害者福祉センター内に設置されています。）

地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターとして、市内に在住する障がいのある人が地域社会でその人らしく豊かな生活が送れるように、「自立」と「社会参加」をサポートします。

事業内容

◇ 相談支援事業（指定特定相談支援事業・指定一般相談支援事業）

障がい福祉サービスを利用する方のご希望、必要性にあったサービス提供となるよう、サービス等利用計画の作成・モニタリングを行っています。

また、長期入所・入院中の方が地域社会で生活できるための準備や移行した後の地域生活を継続していくための生活の支援を行います。

◇ 当事者相談（ピアカウンセリング）

障がいのある人やその家族による当事者相談を実施しています。

相談種別名	相談日
知的・肢体・視覚・聴覚 内部・精神・難病 障がい別相談	火曜日（一部火曜以外にも実施） 午後1時～3時

※相談を希望される人は、電話やファックス等で相談予約を入れて下さい。

◇ その他

豊かな生活が送れるように社会資源を活用するための支援、社会生活を高めるための支援など様々なお手伝いをします。また、ニーズに沿った講座や講習会なども企画し実施します。

■ 開館日 火曜日～土曜日 午前9時～午後7時（土曜日は午後5時まで）

■ 休館日 日曜日、月曜日、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）

※ 月曜日は障害者福祉センターで相談を受け付けます。

■ 利用料 無料

◆ 問合せ先 小金井市障害者地域自立生活支援センター（障害者福祉センター内）

電話：042-381-8811 FAX：042-383-8488

小金井市障害者虐待防止センター（障害者福祉センター内に設置されています。）

障がいのある人に対する虐待の通報や届出、相談を受け付けます。通報にあたり、虐待に当たらない場合でも、責任は問われません。個人情報保護されます。

事業内容

◇ 相談支援事業

障がいのある人に対する虐待について、状況確認や支援方法等の相談や助言を実施します。専門家によるカウンセリングも行っています。

◇ 家庭訪問

市内の家庭に訪問し、障がいのある人に対する虐待について、状況確認や支援方法等の相談や助言を実施します。

◇ 一時保護のための居室の確保

障がいのある人に対する虐待により、一時的に障がいのある人の在宅介護が不可能になった場合に利用できます。

■ 開館日 火曜日～土曜日 午前9時～午後7時（土曜日は午後5時まで）
上記以外（日曜・月曜・祝日・年末年始含む）は、電話受付のみ

■ 利用料 無料

◆ 問合せ先 小金井市障害者虐待防止センター（障害者福祉センター内）
電話：042-381-7497 FAX：042-633-0080

17 小金井市児童発達支援センター きらり

心身の発達において特別な配慮が必要と思われる子どもを早期に発見し、必要な支援に結びつけることはもちろん、子育てに当たって心配がある保護者等も気軽に利用でき、利用者の視点に立った利用しやすい児童発達支援センターです。様々な専門職による相談や幅広い支援が可能となるよう柔軟な体制を確保しています。

事業内容

◇ 児童発達支援事業【ぴのきお】（定員 21 名）

心身の発達において特別な配慮が必要と思われる幼児に対し、基本的な生活習慣の自立を図り、機能・言語等の療育・訓練を行うことで社会への適応を促します。

◇ 放課後等デイサービス事業（1 日当たり定員 10 名）

小学校在学中の児童に対して、放課後等の時間を利用し、必要な支援や居場所を確保することで本人の生活能力向上や自立を促します。

◇ 保育所等訪問支援事業

保護者等からの要望に応じて発達支援センターの専門職員が要望された施設へ行き、対象児童の集団生活での状況を確認し、担任の先生等も交えて支援等を行い、集団生活に適応できるようにします。

◇ 相談支援事業

心身の発達において特別な配慮が必要と思われる児童とその保護者等に対し、児童の成長に関する相談を通し、適切な対応や必要な支援につなげることで、心配や不安の軽減を図り、児童と家族等の良好な関係性や子育てへの自信等を促します。また、専門的立場から療育の必要性の判断や療育方針を定める診断・評価を行い、一人ひとりに応じた支援プログラム（児童支援利用計画案）を作成し、効果的・効率的な支援が受けられるようにします。

◇ 親子通園事業

心身の発達において特別な配慮が必要と思われる幼児とその保護者等に対し、幼児との関わり方や遊びを通して、幼児の発達状況及び保護者等の理解の状況等に応じ、適切な支援をするとともに幼児の社会への適応、保護者等の適切な幼児との関わり方の習得を促します。

◇ 外来訓練事業

心身の発達において特別な配慮が必要と思われる幼児（原則 2 歳以上）に対して、相談部門（専門相談及び巡回指導）の見立て（児童支援利用計画等）に基づく専門的な訓練を行い、幼児の自立や社会への適応力を促します。

■ 開館日 月曜日～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 7 時

第 2 土曜日 午前 9 時～午後 4 時（相談支援事業のみ）

■ 休館日 土曜日（第 2 土曜日除く）、日曜日、祝日及び年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）

◆ 問合せ先 小金井市児童発達支援センター きらり

電話：0422-60-1550 FAX：0422-60-1564

18 市内の関係機関

名 称	所 在 地	電 話	事 業
小金井市障害者虐待防止センター	緑町4-17-10	042-381-7497	障害者虐待防止事業（相談、家庭訪問、一時保護など）
小金井市障害者就労支援センター「エンジョイワーク・こころ」	前原町3-41-15 市役所第2庁舎1階	042-387-9866	障害者就労支援事業
精神障害者地域生活支援センター「そら」	本町2-20-30	042-381-6922	地域活動支援センターⅠ型
スペース楽・2	本町1-6-11	042-388-7887	地域活動支援センターⅡ型
小金井市社会福祉協議会	本町5-36-17	042-386-0294	社会福祉事業
小金井市権利擁護センター	本町5-36-17	042-386-0121	地域福祉権利擁護事業
小金井市自立相談サポートセンター	本町5-36-17	042-386-0295	自立相談・家計相談等
相談支援事業所			
名 称	所 在 地	電 話	主たる対象
小金井市障害者地域自立生活支援センター	緑町4-17-10	042-381-8811	身体・知的・精神・児童 難病
精神障害者地域生活支援センター「そら」	本町2-20-30	042-381-6922	精神
小金井市児童発達支援センター「きらり」	梶野町1-2-3	0422-60-1550	児童
にこにこパートナーズ	本町1-2-20 B L D 55 205号	042-401-2925	身体・知的・精神・児童 難病
ふらっとヨハネ	東町5-24-3	042-316-1141	身体・知的・精神・児童 難病
ケアマネジメントセンター うてな	本町5-37-8	042-380-9932	身体・精神
あしすと さくら	貫井南町2-7-14	042-401-2220	知的・児童
らく福祉会相談支援事業所	本町1-6-11	042-201-1150	精神
マッチ相談支援ステーション	桜町2-12-32 セレーサ小金 井102	042-202-2094	身体・児童
ほっとけない連相談支援	緑町5-20-13	090-6160-0344	身体・知的・精神・児童
ピア桜町	桜町2-12-31 2F B	042-316-4205	身体・知的・精神・児童 難病
とうわ相談支援 小金井	本町5-6-24	042-404-2911	身体・知的・精神・難病
ヘルパーステーション ノマワン・フレンド	貫井南町3-18-6-205	042-332-8612	身体・知的・精神・児童 難病

通所施設			
名 称	所 在 地	電 話	備 考
小金井市障害者福祉センター	緑町4-17-10	042-381-8411	生活介護・自立訓練(機能訓練)
小金井生活実習所	桜町2-4-3	042-381-2423	生活介護・就労継続支援 B型
ゆめ工房さくら	貫井北町3-3-5	042-385-6683	生活介護・就労継続支援 B型
フラワー工房さくら	貫井南町2-7-14	042-386-3690	就労継続支援 B型
あん工房	本町3-8-1 第二佐藤ビル	042-385-1126	就労移行支援・就労継続支援 B型
パン工房ノアノア(南口店)	本町1-6-17	042-388-4020	就労継続支援 B型
パン工房ノアノア(北口店)	本町4-1-1	042-316-9848	就労継続支援 B型
小金井聖ヨハネ支援センター	梶野町5-8-9	042-386-7731	生活介護・就労継続支援 B型
就労移行支援ベルテール lien小金井	中町4-3-24	042-316-6720	就労移行支援
かがわ工房	貫井北町5-8-1	042-322-2011	生活介護
ワークセンター「あい」	東町4-17-1	042-387-5045	就労継続支援 B型
手づくり工房「みらい」	東町4-20-3	042-383-8668	就労継続支援 B型
小金井市福祉共同作業所	梶野町5-10-58	042-383-1185	生活介護・就労継続支援 B型
共同作業所 希望の家	東町2-24-17	0422-32-5071	就労継続支援 B型
スペース楽	東町4-10-14 第2黒沢コーポ1F	042-388-6456	就労継続支援 B型
「手づくり工房」たいさんぼく	貫井南町4-11-11 グランバレイ102・105	042-380-8224	就労継続支援 B型
にこにこファクトリー	本町1-14-15	042-401-2556	就労継続支援 B型
ムジナの庭	中町4-12-18	042-316-5677	就労継続支援 B型
からしだね	貫井北町3-6-31 金子マンション5号室	042-401-0127	就労継続支援 B型
エコールド・サンセリテ 小金井	貫井北町2-18-6	042-316-7100	生活介護
こらだ環境研究所	東町4-40-6	042-316-6788	自立訓練(生活訓練)
にこにこファクトリー／にこにこファクトリー(にこにこキッチン)	中町3-8-4	042-383-3725	就労継続支援 B型

児童発達支援・放課後等デイサービス

名 称	所 在 地	電 話	備 考
小金井市児童発達支援センター「きらり」	梶野町 1-2-3	0422-60-1550	児童発達支援・放課後等デイサービスなど
賀川学園	貫井北町 5-8-1	042-322-6574	児童発達支援
小金井おもちゃライブラリー・学童クラブ	前原町 2-14-4	042-384-4231	放課後等デイサービス
児童発達センター びいぼ	貫井北町 1-6-22 日興ビル小金井 1階	042-349-6970	放課後等デイサービス
Solaris こがねい	貫井北町 3-18-15	042-316-4026	放課後等デイサービス
Solaris 上水桜	桜町 2-12-31	042-316-1445	児童発達支援・放課後等デイサービス
Solaris なかまち	中町 4-17-13	042-316-4600	児童発達支援・放課後等デイサービス
Solaris しんこがねい	貫井北町 2-4-8	042-316-7550	放課後等デイサービス
児童発達支援 保育所等訪問 More	桜町 2-12-31 クレール上水桜Ⅲ 1階101号室	042-316-4495	児童発達支援
コベルプラス東小金井教室	梶野町 5-11-2 ラッシュレ1階	042-202-0018	児童発達支援
SPORTS LABO DAYS 武蔵小金井PARK	本町 5-7-25 SORAIRO 101	042-316-7717	児童発達支援・放課後等デイサービス
児童発達支援・放課後等デイサービス 木の葉クラブ	本町 1-6-9	042-315-0330	児童発達支援・放課後等デイサービス
きこえとコミュニケーションのうさぎクラブ	緑町 1-6-53 うさぎビル 1階・2階	042-381-3305	児童発達支援・放課後等デイサービス
児童発達支援あぶあ	東町 5-24-9 プリジュール 103号室	042-316-3683	児童発達支援
ウィズ・ユースこやか小金井	貫井南町 4-8-10	042-316-3090	児童発達支援・放課後等デイサービス
児童発達支援 放課後等デイサービス ヒトツナ東小金井教室	梶野町 5-3-28 ウィル東小金井 1階	042-207-1052	児童発達支援・放課後等デイサービス
ハートキッズ小金井	東町 5-23-18	042-316-3845	児童発達支援・放課後等デイサービス
ネクストエール小金井本町教室	本町 5-2-25 たかはしビル 2階	042-316-4207	児童発達支援・放課後等デイサービス
ドレミファソライズFC 小金井	本町 6-9-42 SKビル2	042-316-3444	放課後等デイサービス

身体障害者相談員・知的障害者相談員

氏 名	住 所	電 話	備 考
荒井 康善（聴）	前原町 4丁目	042-201-1554 (FAX)	身体障害者相談員
今 明子（肢）	東町 2丁目	0422-33-9444	身体障害者相談員
田中 麻子（肢・内）	中町 4丁目	042-385-3429	身体障害者相談員
橋本 眞貴子（視）	前原町 5丁目	042-383-8230	身体障害者相談員
尾島 聖子	本町 5丁目	042-381-0634	知的障害者相談員
馬場 利明	緑町 3丁目	042-385-9075	知的障害者相談員

民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は厚生労働大臣から委嘱された非常勤特別職の地方公務員です。地域住民の悩み事の相談受付けや関係機関との橋渡しなど、地域社会と行政等とのパイプ役として活動しています。児童委員を兼任して子育て等に関する相談も受付けています。お住まいの地区担当の民生委員・児童委員にお気軽にご相談ください。

問合せ先 地域福祉課地域福祉係 電話：042-387-9915 FAX：042-384-2524

19 関係機関

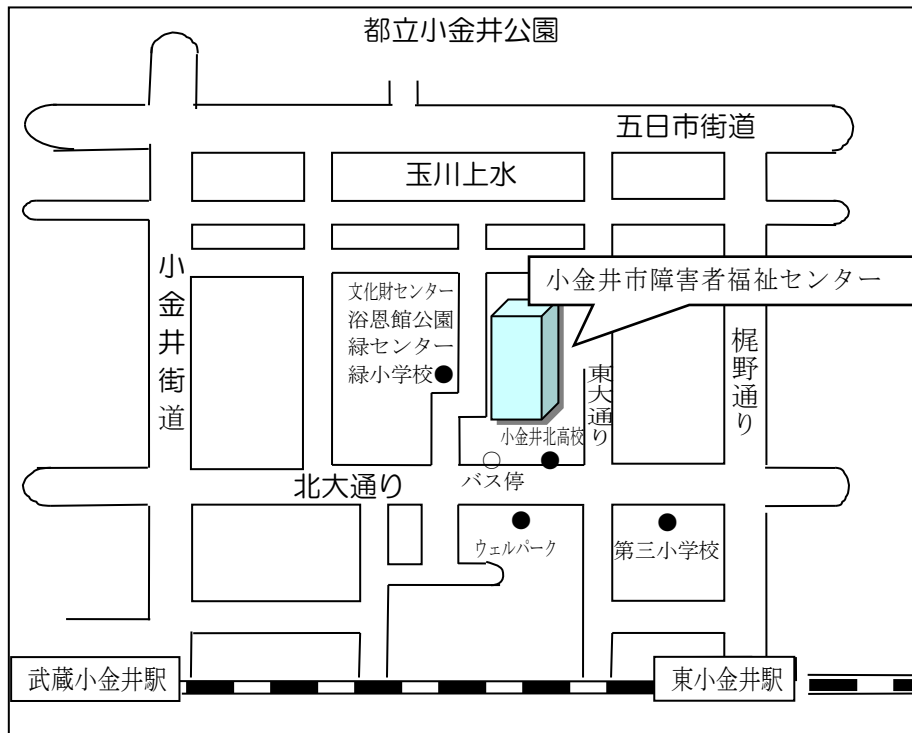
名 称	所 在 地	電 話
東京都心身障害者福祉センター（飯田橋庁舎）	新宿区神楽河岸 1-1 東京都飯田橋庁舎	03-3235-2946 FAX : 03-3235-2968
東京都心身障害者福祉センター（別館）	千代田区麹町 3-7-4 秩父屋ビル1階	03-5275-5221（認定調整係） FAX : 03-3235-2959
東京都心身障害者福祉センター（多摩支所）	国立市富士見台 2-1-1	042-573-3311 FAX : 042-576-5295
東京都多摩障害者スポーツセンター	国立市富士見台 2-1-1	042-573-3811 FAX : 042-574-8579
小平児童相談所	小平市花小金井 1-31-24	042-467-3711 FAX : 042-467-5241
児童相談センター	新宿区北新宿 4-6-1	03-5937-2302
府中療育センター	府中市武蔵台 2-9-2	042-323-5115
東大和療育センター	東大和市桜が丘 3-44-10	042-567-0222
○18歳以上 東京都発達障害者支援センター 【おとな TOSCA（トスカ）】	新宿区弁天町 91 番地	03-5579-8207
●18歳未満 東京都発達障害者支援センター 【こども TOSCA（トスカ）】	世田谷区船橋 1-30-9	03-6413-0231
多摩・府中保健所	府中市宮西町 1-26-1 東京都府中合同庁舎内	042-362-2334
東京都立多摩総合精神保健福祉センター	多摩市中沢 2-1-3	042-376-1111 FAX : 042-376-6885
東京都立中部総合精神保健福祉センター	世田谷区上北沢 2-1-7	03-3302-7711
立川公共職業安定所 （ハローワーク立川）	立川市緑町 4-2 立川合同庁舎	042-525-8609
東京障害者職業センター多摩支所	立川市曙町 2-38-5 立川ビジネスセンタービル5階	042-529-3341
日本視覚障害者機能開発センター	新宿区四谷本塩町 2-5	03-3341-0900
東京都盲ろう者支援センター	新宿区岩戸町 4-87 ビルディング岩戸町 2 階	03-6228-1282
東京都難病相談・支援センター	文京区本郷 1-1-19 元町ウェルネスパーク西館 1 階	03-5802-1892
東京都多摩難病相談・支援室	府中市武蔵台 2-6-1 東京都立神経病院内	042-323-5880
東京都難病ピア相談室	渋谷区広尾 5-7-1 東京都広尾庁舎内	03-3446-0220
府中都税事務所府中都税支所	府中市宮西町 1-26-1	042-364-2288
多摩自動車税事務所	国立市北 3-30	042-522-8271
立川年金事務所	立川市錦町 2-12-10	042-523-0352
武蔵野税務署	武蔵野市吉祥寺本町 3-27-1	0422-53-1311
東京都障害者福祉会館	港区芝 5-18-2	03-3455-6321
東京都障害者権利擁護センター	新宿区西新宿 2-8-1（東京都福祉局障害者施策推進部計画課）	03-5320-4223 FAX : 03-5388-1413
東京都社会福祉協議会福祉サービス運営適正化委員会事務局	千代田区神田駿河台 1-8-11 東京都YWCA 会館	03-5283-7020

20 障がい者団体・ボランティア団体

名 称	代表者氏名	住 所	連絡先	備 考
小金井市身体障害者福祉協会	雨宮 安雄	本町 1-16-14	042-381-2454	主に肢体不自由、内部障がいの人々の団体です。
小金井市手をつなぐ親の会	畑 佐枝子	貫井南町 2-7-14	042-401-2555	知的障がい者(児)の親の会です。
小金井市聴覚障害者協会	荒井 康善	—	メール mdeaf.arai@gmail.com	聴覚に障がいのある人々の団体です。
小金井市視覚障害者の会	大嶋 光夫	—	080-1276-4855	視覚に障がいのある人々の団体です。
のびよう会	井上 るり子	前原町 4-20-39	042-384-2435	肢体不自由者(児)の親の会です。
小金井市対面朗読の会	田中 幸子	—	0422-53-5570	対面朗読、訪問対面朗読、録音図書、声の雑誌作成、市報、議会だよりテープ吹き込み、朗読奉仕を行う団体です。
小金井市点訳サークル	小坂 昌弘	梶野町 5-3-28-206	090-4616-8507	視覚障がい者の方の社会生活向上に有用な書籍・教育資料・生活情報などを点訳して提供する団体です。
おこりんぼ	—	貫井北町 4-1-1 東京学芸大学内	—	学芸大学の障害者問題研究会、小金井特別支援学校児童との交流などの活動をしています。
小金井手話サークル	鶴田 昌美	中町 1-9-25-201	042-208-4108	聴覚障がい者の人の交流、手話技術向上のための学習、市民に対する啓発を行っています。
小金井市登録手話通訳者連絡会	奥山 栄美	—	kotoren.19931030@gmail.com	小金井市に登録する手話通訳者が聴覚障がい者の社会参加を目指し、通訳を行います。
小金井市精神障害者家族会(あじさい会)	森田 史雄	<事務局> 中町 1-8-20(はげのそら) <郵便> 本町 2-20-30(そら)	042-388-3729	市内の精神障がい者の家族の人達のグループです。
小金井地区肝友会	川田 義広	東町 1-15-5 井川方	042-383-2060	肝臓病の人々の団体です。
知的障害者のための通所施設をつくる会	森田 恵子	前原町 2-14-4	042-381-8375	知的障がい者が地域で安心して豊かな生活がおくれる社会をつくることを目指します。
小金井市学校五日制の会	—	—	メール 55itsukasei.kai@gmail.com	市内在住の障がい児を対象に、地域の中で種々の活動を通じて仲間意識の向上を目指します。
かみるれ・くらぶ	小根澤 裕子	貫井北町 3-26-4	042-386-1950	ダウン症児を持つ家族で活動しているグループです。
つどいの会	中林 澄明	<事務局> 中町 1-8-20(はげのそら) <郵便> 本町 2-20-30(そら)	080-3422-9583	市民有志と共に心の病を気楽に話す会です。
高次脳機能障害者小金井友の会(いちごえ会)	増村 幸子	—	メール info@ichigoe.org	高次脳機能障がいへの理解を広げ、安心して共に暮らせる場所を作るための働きを行う会です。
発達にアンバランスのある子どもの親の会 ひまわりママ	小幡 美穂	—	電話 042-321-3141 (ひまわり) メール himawari_mama0211@yahoo.co.jp	発達にアンバランスのある子どもの親が、情報交換や発達障害について学ぶために活動しています。「軽度」といわれる子ども達の親が主になっています。

小金井市障害者福祉センター（センターグリーンピア）／小金井市障害者地域自立生活支援センター／小金井市障害者虐待防止センター

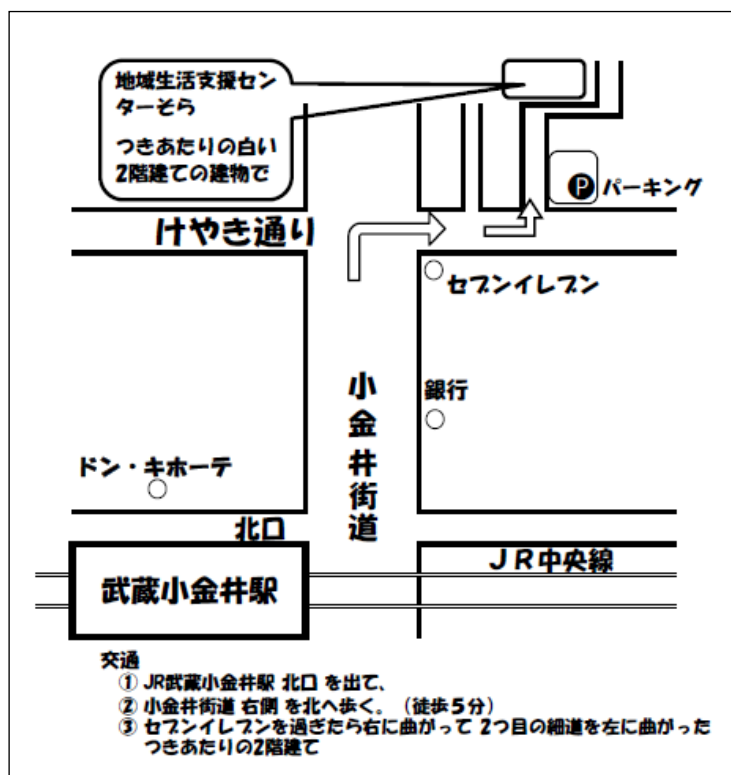
場所：小金井市緑町 4-17-10 電話：042-381-8411 FAX：042-383-8488
 障害者虐待防止センター専用電話：042-381-7497／FAX：042-633-0080



武蔵小金井駅より徒歩 20 分/東小金井駅より徒歩 17 分
 バス 武蔵小金井駅より京王バス東小金井行き 緑センター下車 徒歩 6 分

精神障害者地域生活支援センター そら

場所：小金井市本町 2-20-30 電話：042-381-6922 FAX：042-316-4120



小金井市児童発達支援センター きらり

場所：小金井市梶野町 1-2-3 電話：0422-60-1550 FAX：0422-60-1564
JR中央線東小金井駅から徒歩6分



東京都心身障害者福祉センター

【東京都飯田橋庁舎（セントラルプラザ）】

場所 東京都新宿区神楽河岸 1-1 東京都飯田橋庁舎（セントラルプラザ）
電話 03-3235-2946 FAX 03-3235-2968



都バス利用

小滝橋車庫前～九段下（飯64）「飯田橋駅前」・
小滝橋車庫前～都営飯田橋駅前（飯62）「飯田橋」
停留所下車徒歩5分

電車利用

JR 総武線：飯田橋駅西口より徒歩2分、東口より徒歩4分

地下鉄（有楽町線・南北線・東西線・大江戸線）
飯田橋駅 B2b 出口（セントラルプラザ1階ロビー直結）

【別館（秩父屋ビル）】

場所 東京都千代田区麹町 3-7-4 秩父屋ビル1階
 電話 03-3235-2961（障害認定課認定調整係）

FAX 03-3235-2959



地下鉄

（有楽町線）麹町駅1番出口より徒歩3分
 （半蔵門線）半蔵門駅1番出口より徒歩4分

東京都心身障害者福祉センター多摩支所

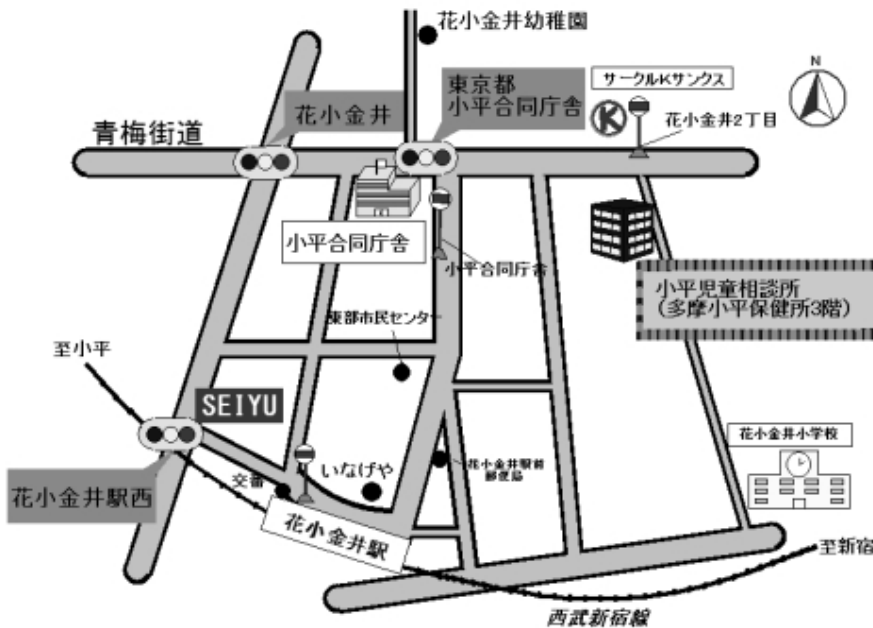
場所 国立市富士見台 2-1-1（東京都多摩障害者スポーツセンター内）

電話 042-573-3311 FAX042-576-5295 JR中央線 国立駅南口 徒歩 20分
 JR南武線 谷保駅北口 徒歩 10分



東京都小平児童相談所

場所 東京都小平市花小金井 1-31-24 (東京都多摩小平保健所庁舎3階)
 電話 042-467-3711 FAX042-467-5241



経路

西武新宿線「花小金井駅」北口から徒歩10分
 JR中央線「武蔵小金井駅」北口から西武バスのりば2番～3番に乗り、「小平合同庁舎前」下車3分

多摩府中保健所

場所 東京都府中市宮西町 1-26-1 東京都府中合同庁舎内
 電話 042-362-2334 FAX 042-360-2144



交通機関

京王線 府中駅から徒歩5分
 JR武蔵野線/南武線 府中本町駅から徒歩8分

小金井市福祉サービス

苦情調整委員 (通称：福祉オンブズマン)

福祉サービスに対する市民の苦情に対応

福祉サービス苦情調整委員制度は、市が行っている福祉サービスや介護保険法に定められた介護サービスの内容などについて、

- 苦情を言ってもその対応に納得がいかないとき
- 市や福祉サービス事業者などに苦情を言い出しにくいとき

などに福祉サービス苦情調整委員があなたに代わって調査し、必要な場合には市に対してサービス内容などを是正するよう勧告したり、制度を改めるよう意見表明するなど、あなたの苦情を公正かつ中立的な立場で迅速な解決に当たります。

苦情・相談お問い合わせ先

福祉サービス苦情調整委員事務局
(小金井市役所第二庁舎8階)

〒184-8504 小金井市本町六丁目6番3号
電話・FAX 042-383-1225

障がい者福祉のてびき

小金井市福祉保健部自立生活支援課
〒184-8504 小金井市本町六丁目6番3号
電話 042-387-9841
FAX 042-384-2524